

令和2年度 第1回 東灘区地域包括支援センター運営協議会

I 日 時 令和2年8月7日(金) 午後1時30分～午後3時

II 場 所 東灘区役所3階 31・32会議室

III 運営協議会次第

1. 開 会

2. 保健福祉部長挨拶

3. 議 題

(1) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて 資料1

・指定居宅介護支援事業者所の選定における確認書の受理状況

(2) 特定事業所へのサービス集中率について《非公開》 非公開資料1

(3) 令和元年度あんしんすこやかセンターの運営状況について

①あんしんすこやかセンター実績報告 資料2

②あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況 資料3

(4) 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画について 資料4

(5) 地域包括ケア充実のための事業目標について《非公開》 非公開資料2

(6) 区運営協議会における報告事項の見直しについて 資料5

(7) 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について 資料6

4. 閉 会

資 料

- ・東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿
- ・神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・資料1 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
- ・資料2 あんしんすこやかセンター実績報告書
- ・資料3 令和元年度あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況
- ・資料4 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書
- ・資料5 区運営協議会における報告事項の見直しについて
- ・資料6 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について
- ・非公開資料1 特定事業所へのサービス集中率について
- ・非公開資料2 あんしんすこやかセンター事業目標

東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（敬称略）

（選出分野別・五十音順）

【保健医療福祉関係者】

うめむら あきら 梅村 智	東灘区歯科医師会 副会長
こじま りゅうすけ 児島 隆介	東灘区医師会 地域包括ケア部担当理事
さとう あつこ 佐藤 光子	神戸市老人福祉施設連盟（特別養護老人ホームサンライフ魚崎 施設長）
たかだ あきら 高田 諒	神戸市介護老人保健施設協会（老人保健施設すばる魚崎の郷）
たになか ちゅうひろ 谷中 康弘	神戸市シルバーサービス事業者連絡会 事務局長
つじもと かずこ 辻本 和子	東灘区薬剤師会 理事
なかがわ ゆみこ 中川 裕美子	兵庫県民間病院協会神戸支部（宮地病院 看護部長）

【利用者代表】

やまもと まかこ 山本 孝子	東灘区連合婦人会 会長
-------------------	-------------

【地域団体】

すぎもと よしあき 杉本 佳史	社会福祉法人東灘区社会福祉協議会 事務局部長
はしもと よしあき 橋本 好昭	東灘区民生委員児童委員協議会 会長

【行政】

かわべ けんいち 河辺 健一	東灘区保健福祉部長
-------------------	-----------

神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

(内容)

第 2 条 市協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの選定基準、評価基準の策定に関する事項。
- (2) 地域包括支援センターのサービス提供の承認に関する事項。
- (3) 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの再委託に関する事項。
- (4) 地域包括支援センターに対する委託業務の追加・変更に関する事項。
- (5) 区協議会に関する基本的事項。
- (6) その他全市レベルで調整を必要とする事項。

(委員)

第 3 条 市協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
学識経験者、神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、(公社)兵庫県看護協会、(社)兵庫県社会福祉士会、神戸市ケアマネジャー連絡会、市民代表委員（1・2号被保険者）、(公社)認知症の人と家族の会兵庫県支部、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長の指名等)

第 5 条 市協議会においては福祉局長が委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は会議の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の招集)

第 6 条 市協議会において、福祉局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求

め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 市協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第8条 市協議会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、市協議会に必要な事項は福祉局長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

(内容)

第 2 条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

(委員)

第 3 条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(議長)

第 5 条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の招集)

第 6 条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健福祉部健康福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（ ）

を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

- 1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。
- 2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名

代筆者

(本人との続柄)

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

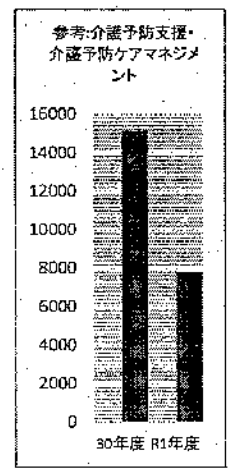
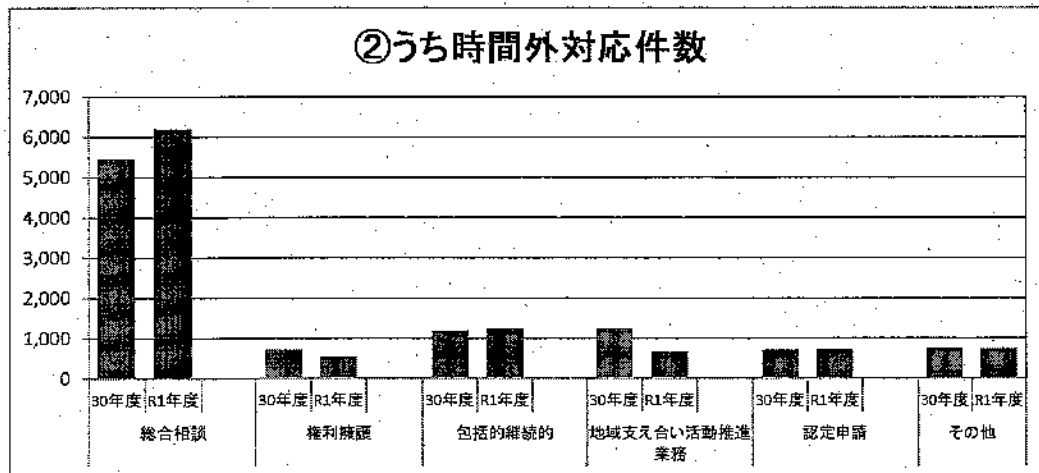
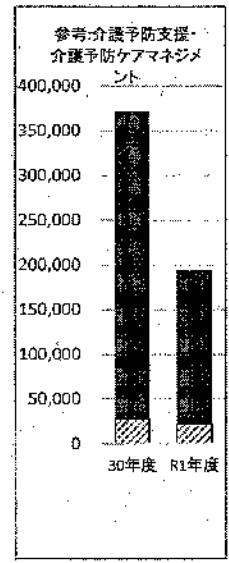
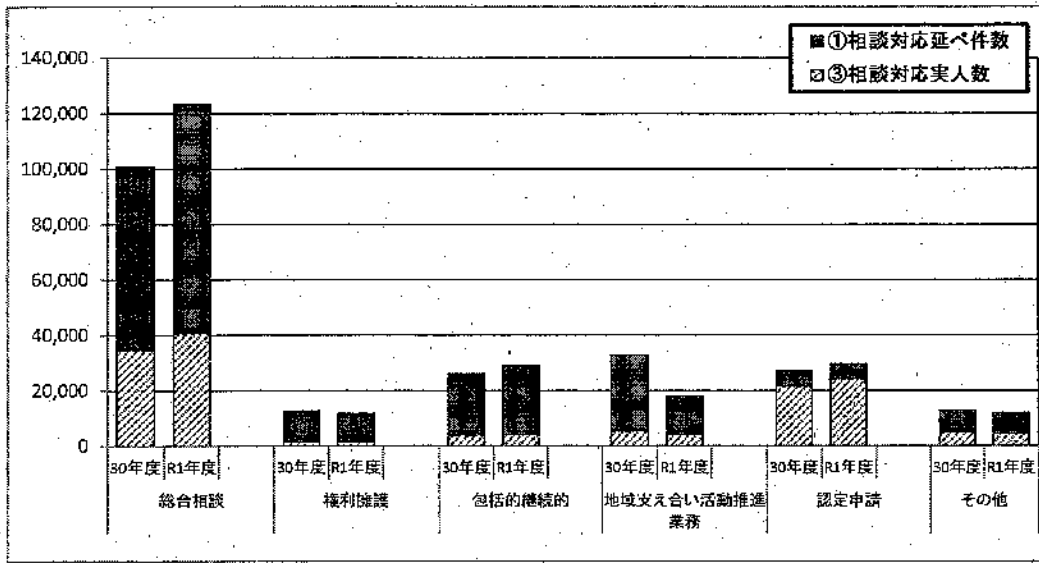
介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況
東灘区 (R1年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確認書あり		確認書なし											
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による事業者決定(E)	一覧表提示による事業者決定(F)	件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人拒否 (H)	本人死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由					
													0%	0%	0%	0%	0%
本山東部	67	11	56	56	50	89%	6	11%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本庄	99	12	87	87	73	84%	14	16%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本山南部	52	11	41	41	35	85%	6	15%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本山西部	57	10	47	47	23	49%	24	51%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚崎北部	51	9	42	42	31	74%	11	26%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚崎南部	55	17	38	38	20	53%	18	47%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住吉北部	81	9	72	72	35	49%	37	51%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住吉南部	41	9	32	32	26	81%	6	19%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御影北部	49	3	46	46	33	72%	13	28%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御影南部	43	8	35	35	30	86%	5	14%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六甲アイランド	49	2	47	47	35	74%	12	26%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	644	101	543	543	391	72%	152	28%	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度		措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	国庫事例対応					
電話	42,729	5,426	10,814	7,974	1,579	117	120,459	1,063	126	5,203	224	11,150	7,680	5,535	4,306	7,288	231,673	
うち時間外対応	2,233	189	514	499	107	1	5,395	28	3	289	12	432	372	201	142	537	10,954	
来所	13,109	1,174	2,656	1,051	840	293	6,625	234	7	495	21	1,806	850	1,285	8,208	1,564	40,218	
うち時間外対応	855	83	155	69	54	16	274	15	0	39	0	88	38	26	275	94	2,082	
訪問	11,532	875	4,075	8,064	1,108	888	56,389	437	44	1,529	97	2,034	2,816	5,788	15,442	1,959	113,433	
うち時間外対応	490	28	155	311	54	31	1,639	9	3	85	3	66	107	152	288	70	3,491	
その他	2,925	608	1,678	3,198	322	32	10,841	263	27	1,973	64	1,407	1,313	5,535	1,844	1,287	33,317	
うち時間外対応	163	10	90	95	13	2	432	4	0	58	1	77	57	295	33	44	1,432	
①相談対応延べ件数	70,299	8,083	14,223	20,887	3,847	117	194,284	1,987	209	3,200	466	15,397	12,659	16,123	29,800	12,098	418,641	
前年度比	0%	23%	-	-1%	30%	6%	-4%	-5%	-23%	-7%	-20%	14%	7%	-45%	9%	-7%	-28%	
1圏域あたり(件)	901	104	248	268	49	14	2,491	26	3	118	5	210	162	232	382	155	5,367	
②うち時間外対応件数	3,741	308	914	974	228	50	7,800	56	9	470	19	663	576	674	738	745	17,959	
前年度比	-6%	14%	-	-12%	68%	56%	-49%	-41%	-75%	-21%	-38%	8%	-1%	-47%	1%	-3%	-29%	
1圏域あたり(件)	48	4	12	12	3	1	100	1	0	6	0	9	7	9	9	10	230	
③相談対応実人数	24,199	2,498	4,674	6,633	1,779	309	22,332	380	35	851	213	3,346	1,081	3,985	24,213	4,313	-	
前年度比	-5%	18%	-	11%	49%	9%	-20%	-5%	-29%	-14%	-8%	14%	6%	-24%	13%	-13%	-	
1圏域あたり(人)	310	32	60	85	23	12	285	5	0	8	3	43	13	51	310	55	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	68	50	45	3	15	181
実人数	53	46	45	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	236,343 件	1.1%	3,030.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	163 件	5.2%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	205,335	27,495

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	244 件	-16.7%	3.1 件
	参加人数	4,809 人	-24.5%	61.7 人
	(内訳)協議体開催数	112 件	-16.4%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	341 件	-14.8%	4.4 件
	参加人数	1,229 人	-29.1%	15.8 人
自センター主催の会議等	開催数	648 件	-47.2%	8.3 件
	参加人数	8,850 人	-49.1%	113.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	656 件	-10.7%	8.4 件
	参加人数	7,041 人	-10.6%	90.3 人
行政等主催の会議等	開催数	3,893 件	-19.5%	49.9 件
	参加職員数	5,183 人	-20.5%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,558 件	9.0%	84.1 件
	参加職員数	9,460 人	6.0%	121.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	311 件	-12.4%	4.0 件
	参加人数	3,294 人	-11.7%	42.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	390 件	-11.0%	5.0 件
	参加人数	3,722 人	-11.0%	47.7 人
運営推進会議	開催数	1,232 件	-17.5%	15.8 件
	参加職員数	1,348 人	-20.0%	17.3 人
研修	回数	2,137 件	-26.1%	27.4 件
	受講職員数	3,400 人	-29.9%	43.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523 件	-	19.5 件
	参加職員数	2,366 人	-	30.3 人
他機関との連絡調整	件数	68,226 件	-18.1%	874.7 件

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	全市
センター名:	

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										合計	
	介護相談		入所・退所相談		認知症に 関する相談		実態把握		介護保険 外サービス			基本 チェックリスト
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数		
電話	42,728	6,428	10,814	7,974	1,579	117					120,459	5,395
うち訪問対応	2,233	189	514	499	107	1					5,395	
来所	13,109	1,174	2,856	1,051	840	293					6,625	274
うち訪問対応	865	83	155	69	54	16					56,369	1,639
訪問	11,532	875	4,075	8,664	1,106	686					10,841	482
うち訪問対応	480	25	155	311	54	31					20,867	3,847
その他	2,925	608	1,678	3,198	322	32					194,204	7,800
うち訪問対応	163	10	90	95	13	2					22,332	908
合計	70,295	8,093	19,223	20,867	3,847	1,128					194,204	7,800
うち訪問対応	3,741	308	814	974	228	50					22,332	908
要人数	24,199	2,498	4,674	5,633	1,779	908					22,332	908

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがね の窓口	えがね 業者	サービス課 介護保険 制度全般	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	88	50	45	3	15	181
要人数	53	46	45	3	16	162

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	208,343
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	95,315
緊急対応件数(事故対応等)	件数		183

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち新規数		うち継続数		委託数のうち 新規数	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数
総合事業のサービスのみ	6,603	139	6,464	2,034	48		
	3,710	81	3,629	793	18		
予防給付	4,997	292	4,705	4,758	122		
モニタリング	205,335	サービス担当者会議	回数	27,495			

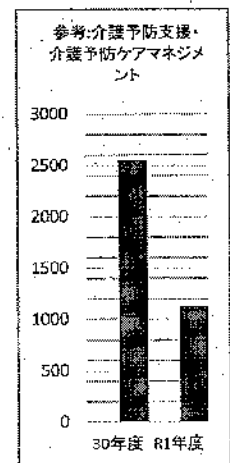
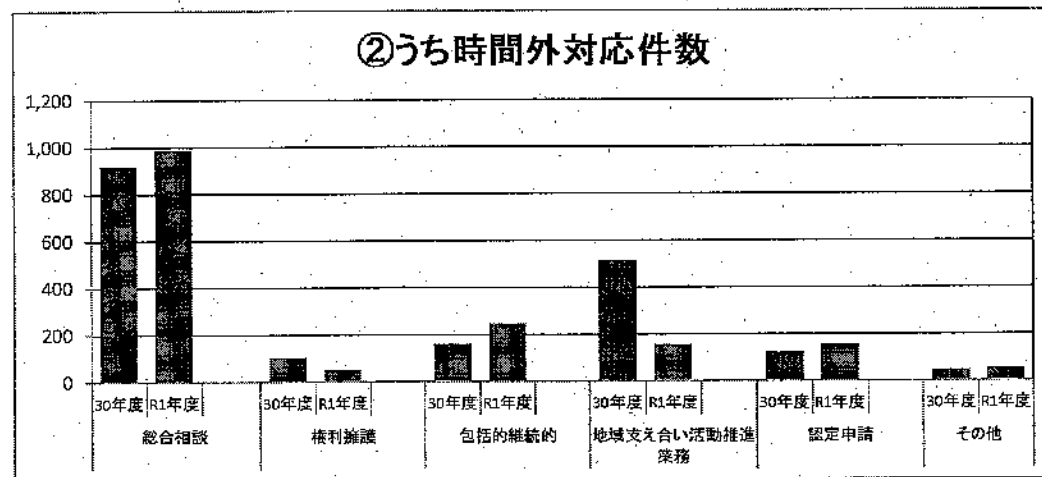
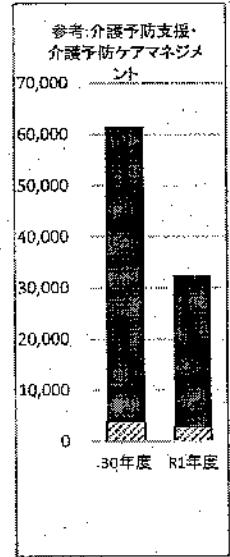
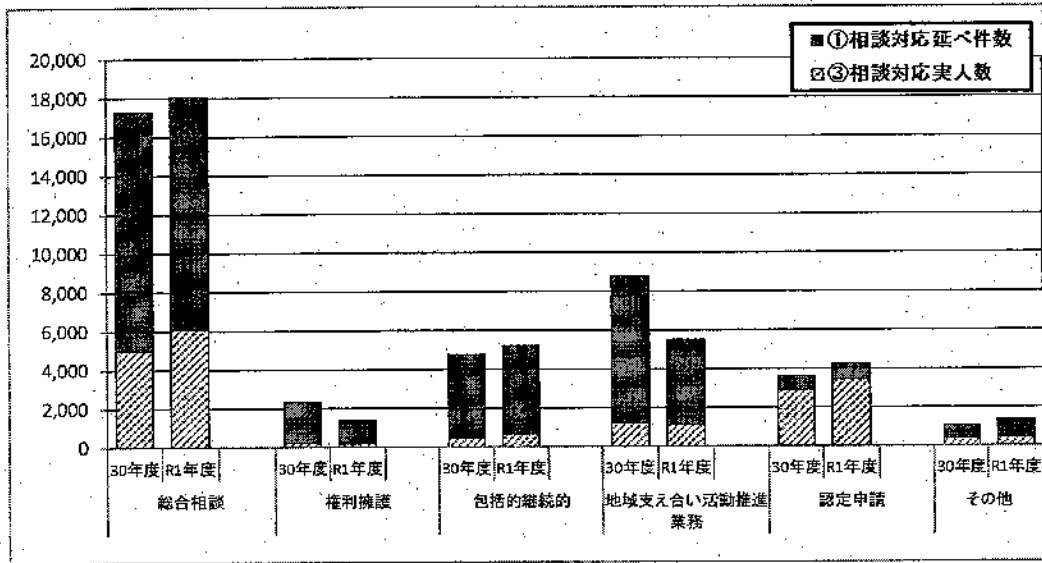
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	244	0	4,809
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	開催数	112		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	回数	341	0	1,229
自センター主催の会議等	会議数	会議数	848	0	8,850
小地球支え合い連絡会	開催数	開催数	658	0	7,041
行政等主催の会議等	会議数	会議数	3,893	0	5,183
地域主催の会議等	会議数	会議数	8,598	0	9,460
ケアマネ等研修会	開催数	開催数	311	0	3,264
介護リフレッシュ教室	開催数	開催数	390	0	3,722
運営推進会議	開催数	開催数	1,232	0	1,348
研修	回数	回数	2,137	0	3,400
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加回数	1,593	0	2,366
個別ケア対応に関する他機関との連絡調整	件数	件数	93,226		
(内数)ケース検討会	開催数	開催数	1,763		

令和元年度 実績報告書(東灘区)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	7,397	558	1,467	1,047	245	8	20,792	132	30	602	29	1,776	1,570	1,522	593	748	38,516
うち時間外対応	324	21	102	84	8	0	760	0	2	21	4	81	49	57	6	34	1,533
来所	1,987	199	369	94	93	28	788	33	2	59	5	371	143	261	1,220	160	5,812
うち時間外対応	151	32	24	5	11	1	40	1	0	3	0	40	7	6	66	11	398
訪問	1,687	105	527	1,190	97	69	8,529	95	15	111	8	352	517	2,215	2,303	155	17,975
うち時間外対応	90	4	30	60	8	2	248	3	3	5	0	17	17	39	77	8	611
その他	413	45	165	255	27	0	2,253	29	11	228	3	293	205	1,529	115	303	5,874
うち時間外対応	24	2	19	6	0	0	80	0	0	9	0	26	11	56	4	243	
①相談対応延べ件数	11,493	907	2,329	2,586	462	105	32,392	289	38	1,000	45	2,792	2,436	4,327	4,234	4,360	88,176
前年度比	-7%	19%	-	-35%	138%	14%	-47%	-29%	87%	-46%	-31%	25%	-4%	-37%	12%	28%	-31%
1圏域あたり(件)	1,044	82	230	235	42	10	2,942	26	5	91	4	254	221	502	385	124	6,198
②うち時間外対応件数	589	59	175	135	27	3	1,129	4	5	38	4	64	34	159	155	57	2,745
前年度比	-18%	55%	-	-12%	108%	0%	-56%	-82%	-	-54%	100%	82%	20%	-68%	24%	19%	-37%
1圏域あたり(件)	54	5	16	12	2	0	1,03	0	0	3	0	15	6	14	14	5	253
③相談対応実人数	3,495	386	985	902	228	93	2,823	61	3	73	22	470	186	1,107	3,489	433	-
前年度比	2%	69%	-	8%	136%	27%	-28%	9%	100%	-30%	-19%	53%	27%	-7%	19%	18%	-
1圏域あたり(人)	354	35	55	82	21	8	257	6	1	7	2	43	17	101	312	39	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	2	4	1	0	9
実人数	2	2	4	1	0	9

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	42,205 件	-2.4%	3,836.8 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	15 件	0.0%	1.4 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	31,867	3,988

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	51 件	-21.5%	4.6 件
	参加人数	964 人	-9.2%	87.6 人
	(内訳)協議体開催数	30 件	11.1%	2.7 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	56 件	-23.3%	5.1 件
	参加人数	190 人	-31.9%	17.3 人
自センター主催の会議等	開催数	140 件	-19.1%	12.7 件
	参加人数	1,600 人	-43.0%	145.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	72 件	-14.3%	6.5 件
	参加人数	691 人	-11.0%	62.8 人
行政等主催の会議等	開催数	616 件	-37.6%	56.0 件
	参加職員数	770 人	-38.3%	70.0 人
地域主催の会議等	開催数	1,175 件	-7.6%	106.8 件
	参加職員数	1,568 人	-10.3%	142.5 人
ケアマネ等研修会	開催数	30 件	-31.8%	2.7 件
	参加人数	181 人	-24.9%	16.5 人
介護リフレッシュ教室	開催数	55 件	-9.8%	5.0 件
	参加人数	496 人	1.0%	45.1 人
運営推進会議	開催数	120 件	-20.5%	10.9 件
	参加職員数	131 人	-22.0%	11.9 人
研修	回数	350 件	-18.2%	31.8 件
	受講職員数	604 人	-21.7%	54.9 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	261 件	-	23.7 件
	参加職員数	548 人	-	49.8 人
他機関との連絡調整	件数	9,402 件	-32.2%	854.7 件

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	01
センター名:	東灘区

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジスト	介護予防支援コーディネーター	権利擁護				困難事例対応	地域・支え合い活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握			介護保険	外サービス	高齢者虐待	消費生活						児童虐待
電話	7,397	556	1,467	1,047	245	8	20,792	132	30	602	29	1,776	1,570	593	749	38,516
うち訪問対応	324	21	102	84	8	0	760	0	2	21	4	61	48	6	34	1,593
来所	1,987	189	369	94	93	28	788	33	2	59	5	371	143	1,220	180	5,912
うち訪問対応	151	32	24	5	11	1	40	1	0	3	0	40	7	66	11	388
訪問	1,837	105	627	1,190	97	89	8,529	86	15	111	8	352	317	2,303	155	17,975
うち訪問対応	90	4	30	60	8	2	248	3	3	5	0	17	17	77	8	611
その他	413	45	165	255	27	0	2,253	29	11	228	3	293	205	115	303	5,974
うち訪問対応	24	2	19	6	0	0	80	0	0	9	0	26	11	8	4	243
合計	11,484	907	2,528	2,566	462	105	32,362	289	56	1,000	45	2,792	2,435	4,281	1,366	88,177
うち訪問対応	689	59	175	135	27	3	1,128	4	5	38	4	164	84	165	57	2,785
実人数	3,695	386	605	862	229	93	2,823	61	8	73	22	470	186	3,436	453	14,729

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス担当者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	2	4	0	9
実人数	2	2	4	0	9

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	外人数	42,205
緊急対応件数(事故対応等)	件数	15	12,163

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	800	13	787	138	1
従来型	368	5	363	36	0
簡易型	0	0	0	0	0
セルフレイ	3,017	31	2,986	366	6
予防給付	回数	サービス担当者会議	回数	3,968	
モニタリング	回数	31,967	回数	3,968	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	参加人数	864
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	190
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	1,600
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	891
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	770
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	1,568
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	181
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	496
運営推進会議	開催数	参加職員数	131
研修	回数	受講職員数	604
住民主体活動の援方式課	参加回数	参加職員数	548
個別ケース対応に関する協議会との連絡調整	件数	参加職員数	9,402
(内数)ケース検討会	開催数	参加人数	527

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	01
センター名:	本山東部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネジメント	合計				
	介護相談	入所、退所相談	認知症に関する相談	介護保険申請	実働出席	外出サービス	基本ケアプラン	成年後見制度	措置	高齢者虐待			消費生活			
電話	1,253	103	129	235	26	1	2,527	0	0	0	51	45	7	58	310	4,753
から相談対応	66	3	17	38	3	0	96	0	5	0	2	7	0	0	7	234
来所	188	30	37	7	3	2	76	1	0	0	11	1	8	132	31	622
うち高齢者対応	10	2	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	11	1	129
訪問	359	20	72	130	18	4	553	2	0	0	9	38	26	100	25	1,434
うち高齢者対応	17	0	5	11	3	0	15	0	0	0	0	0	0	9	1	64
その他	139	6	31	84	8	0	803	2	0	13	70	23	18	15	109	1,181
うち高齢者対応	3	1	5	5	0	0	24	0	0	0	8	0	0	0	1	48
合計	1,840	159	259	482	56	7	3,763	5	0	21	141	105	99	400	534	7,920
うち高齢者対応	86	6	28	95	6	0	130	1	0	8	11	7	0	20	10	375
実人数	515	74	55	145	23	6	287	2	0	1	46	10	35	324	146	1,074

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがけの窓口	サービス課	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	3,985
緊急対応件数(事故対応等)	件数	対象人数	1,039

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規	うち継続	うち5名以上新規	委託数のうち新規
従来型	21	0	21	0	0
簡易型	26	0	26	0	0
セルフレ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	169	2	167	26	0
モニタリング	回数	サービス担当者会議	回数	319	
	2,847				

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)協賛機能をもつもの	開催数	参加人数	197
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	28
自センター主催の会議等	開催数	参加人数	118
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	72
行政等主催の会議等	開催数	参加人数	52
地域主催の会議等	開催数	参加人数	242
ケアマネ研修会	開催数	参加人数	16
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	57
運営推進会議	開催数	参加職員数	15
研修	回数	受講職員数	93
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数		344
(内数)ケース検討会	開催数		12

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケア マネジメント	権利保護				困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	介護保険 外サービス		基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待					
電話	541	30	80	75	2	33	5	40	7	66	81	381	3	927
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	259	10	37	2	2	5	0	6	2	5	12	47	0	645
うち訪問対応	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
訪問	140	14	64	145	3	20	3	20	4	23	109	1,387	4	4,070
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
その他	1	1	4	0	0	0	0	1	0	7	3	424	0	1,813
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	940	55	186	222	9	58	8	67	13	101	205	2,239	7	12,281
うち訪問対応	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
実人数	414	17	41	116	4	7	0	7	4	28	14	373	4	2,062

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
苦情件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,470
(内数)介護予防啓発及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	809
緊急対応件数(事故対応等)	件数		1

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
総合事業のサービスのみ	176	4	166	33	1
		0	0	1	0
	0	0	0	0	0
	32	2	30	65	1
モニタリング	回数	3,316	サービス担当者会議	回数	397

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

センター番号:	02
センター名:	本庄あんしんすこやかセンター

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	10	参加人数	91
(内数)協議体機能を活用するもの	開催数	5		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数	120
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	48
行政等主催の会議等	会議数	50	参加職員数	65
地域主催の会議等	会議数	62	参加職員数	85
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	27
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	39	参加職員数	64
住民主体活動の後方支援	参加回数	7	参加職員数	14
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	294		
(内数)ケース検討会	開催数	27		

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	03
センター名:	本山南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネジメント	合計				
	総合相談支援					権利保護										
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	介護保険に要する相談	実働把握	介護相談	介護相談	介護相談	介護相談	介護相談			介護相談	介護相談		
電話	182	20	56	51	8	2	417	16	51	1	37	07	108	38	40	1,100
うち訪問外対応	16	1	5	6	0	0	8	0	2	1	1	0	9	2	7	58
来所	282	37	34	3	18	2	133	0	7	0	33	7	32	139	30	738
うち訪問外対応	31	11	2	0	3	0	4	0	1	0	28	2	0	18	4	102
訪問	37	1	15	74	5	6	278	1	17	0	13	30	92	184	23	788
うち訪問外対応	1	0	2	3	1	1	21	1	0	0	1	2	5	6	1	46
その他	13	3	8	7	1	0	70	8	46	0	4	44	123	28	17	873
うち訪問外対応	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	2	12	1	1	22
合計	484	61	111	135	28	10	896	23	121	1	87	154	355	380	116	2,897
うち訪問外対応	48	12	8	8	4	1	39	1	3	1	26	6	26	27	13	228
実人数	358	46	52	61	24	7	123	3	7	1	20	2	148	340	30	1,228

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがの窓口	介護保険の窓口	介護保険の窓口	その他	合計
返件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,067
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	2,057
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	59	1	52	14	0
簡易型	55	1	54	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	184	5	179	23	1
モニタリング	回数	サービス担当者会議	回数	397	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	48
(内数)施設林檎能登するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	0
自センター主催の会議等	会議数	7	53
小地域支え合い連絡会	開催数	12	62
行政等主催の会議等	会議数	47	61
地域主催の会議等	会議数	167	182
ケアマネ等研修会	開催数	3	14
介護リフレクシオ教室	開催数	6	29
運営推進会議	開催数	7	17
研修	回数	15	17
住民主体活動の後方支援	参加回数	44	60
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	190	
(内数)ケース検討会	開催数	33	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	04
センター名:	本山西部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				個別相談支援			権利保護			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退院相談	認知症に 関する相談	要介護度 変更相談	介護保険 外サービス	介護相談 チェックリスト	成年 被用者 制度	高年齢 者 制度	消費 者 被害	虐待・高齢者 ケアマネジャー						
電話	306	11	81	24	0	0	0	0	0	8	1	64	48	30	8	1,540
うち時間外対応	18	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	0	85
来所	138	19	12	7	0	3	84	0	0	4	0	38	14	20	89	409
うち時間外対応	8	2	1	0	0	0	2	0	0	0	0	4	2	0	5	22
訪問	134	5	33	90	0	0	383	17	0	1	0	11	22	34	188	928
うち時間外対応	3	0	1	34	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	3	46
その他	28	2	20	27	0	0	97	2	0	0	0	22	5	163	6	371
うち時間外対応	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
合計	606	37	146	148	0	3	1,513	31	0	1	1	155	88	247	270	3,248
うち時間外対応	20	2	6	35	0	0	61	1	0	0	0	18	3	12	8	166
実人数	252	22	31	52	0	3	151	7	0	1	1	13	15	18	238	809

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがほ の窓口	サービス等 番号	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	456	3,823	3,823
緊急対応件数(事故対応等)	262	1,749	1,749
	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
総合事業のサービスのみ	66	1	37	8	0
従来型	6	1	5	0	0
簡易型	0	0	0	0	0
セルフ型	103	4	128	246	1
予防給付	回数	2,277	サービス担当者会議	回数	315

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	05
センター名:	魚崎北郷あんしんすずやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

相談内容	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利保護			困難事例対応	地域支援活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	介護保険 外サービス		基本 チェックリスト	成年後見制度	措置					
電話	266	51	96	70	0	58	0	63	3	483	205	61	2,502
うち訪問対応	9	4	2	0	0	0	0	0	0	6	3	0	98
来所	106	16	24	13	2	0	0	4	0	135	11	82	482
うち訪問対応	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	1	0	8
訪問	68	7	50	179	6	39	0	15	1	70	53	205	1,280
うち訪問対応	1	0	2	0	0	1	0	2	0	1	3	0	21
その他	7	2	12	47	1	10	0	28	2	28	27	10	371
うち訪問対応	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6
合計	447	76	181	315	8	107	0	130	6	700	308	368	4,628
うち訪問対応	11	5	7	0	0	1	0	8	0	10	6	0	91
実人数	217	21	28	70	8	9	0	8	3	59	15	286	946

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター への苦情 の窓口	サービス 担当者 への苦情	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	1
実人数	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	4,934
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	1,006
緊急対応件数(事故対応等)	件数		1

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	45	0	45	16	0
簡易型	27	0	27	3	0
セルフレイ	6	0	6	0	0
介護予防支援	147	0	147	16	0
モニタリング	回数	2,228	サービス担当者会議	回数	270

セルフレイは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支援合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	72
(内数)近隣連携機能有するもの	開催数		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	18
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	159
小地域支援合い連絡会	開催数	参加人数	25
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	91
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	218
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	14
介護予防レッスン教室	開催数	参加人数	30
運営推進会議	開催数	参加職員数	26
研修	回数	受講職員数	118
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	114
個別ケース対応に際する他機関との連絡調整	件数		808
(内数)ケース検討会	開催数		57

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	06
センター名:	魚崎南都あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困窮事例対応	地域支援活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握		介護保険外サービス	介護保険サービス	高齢者虐待	消費者被害						痴呆・認知症ケアマネジメント
電話	617	43	122	293	10	0	1,506	8	183	8	211	126	16	46	3,513
うち時間外対応	7	0	22	11	0	0	51	2	7	3	11	15	0	0	129
来所	157	3	21	27	4	3	98	1	23	1	29	5	135	5	626
うち時間外対応	8	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	13
訪問	135	18	52	184	3	10	471	10	32	1	21	41	217	3	1,354
うち時間外対応	4	0	2	3	0	0	6	2	1	0	1	2	0	0	21
その他	50	8	35	57	8	0	244	3	94	0	57	20	11	8	990
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	0	7
合計	969	70	230	561	22	13	2,317	22	302	10	318	192	378	42	3,363
うち時間外対応	17	1	24	15	0	0	60	4	11	3	16	17	2	0	170
実人数	313	16	33	95	8	13	383	1	16	4	23	8	371	26	1,365

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがねの窓口	サービス課	介護原簿制度全般	その他	合計
延件数	2	0	1	0	4
実人数	2	0	1	0	4

3. 広報啓発・緊急対応

	回数	対象人数	合計
広報・啓発	回数	327	3,889
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	72	1,312
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2	2

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	105	0	105	0	0
従来型	70	0	70	0	0
隔周型	0	0	0	0	0
セルフレ型	246	0	246	0	0
介護予防支援	回数	3,737	サービス担当者会議	回数	405

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支援交流会活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)自治体機能を持つもの	開催数	0	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数 2
自センター主催の会議等	会議数	26	参加人数 314
小地域交流会い連携会	開催数	8	参加人数 163
行政等主催の会議等	会議数	81	参加職員数 87
地域主催の会議等	会議数	52	参加職員数 69
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数 30
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数 37
運営推進会議	開催数	33	参加職員数 33
研修	回数	29	受講職員数 90
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数 6
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,291	
(内数)ケース検討会	開催数	22	

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	07
センター名:	住吉北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

区分	総合相談支援										小児発達支援 ケアマネジャー マンパワー	高齢者 虐待 措置	高齢者 虐待 措置	児童 後見制度	包括的・継続的 ケアマネジャー	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計		
	介護相談		入所・ 退所相談		認知症に 関する相談		実態把握		介護保険 外サービス												基本 チェックリスト	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数											件数	人数
電話	708	17	111	18	21	0	167	0	11	0	57	0	25	96	239	3	20	1,483				
うち訪問対応	36	0	9	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	1	16	0	3	69				
来所	225	14	45	3	24	0	48	0	6	0	9	1	15	13	20	112	3	538				
うち訪問対応	21	1	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1	0	54				
訪問	220	6	38	21	3	5	48	0	8	0	12	0	15	33	91	363	3	853				
うち訪問対応	14	0	2	0	0	0	9	0	0	0	2	0	0	0	13	2	0	42				
その他	82	5	13	4	3	0	9	0	5	0	21	0	4	21	170	8	10	395				
うち訪問対応	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	28	1	0	41				
合計	1,215	42	205	48	51	5	270	0	30	0	98	1	60	163	520	476	36	3,219				
うち訪問対応	79	1	15	0	4	0	32	0	0	0	2	0	2	15	60	4	3	205				
実人数	466	19	49	24	31	5	71	0	12	0	7	1	19	20	124	460	19	1,290				

2. 苦情件数(再掲)

センター	えびの 窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,941
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	845
緊急対応件数(事故対応等)	件数		0

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち要託数	業務数のうち 新規数	
						回数
総合事業のサービスのみ	従業型	79	4	75	0	0
	簡易型	34	2	32	0	0
	セルフ型	0	0	0	0	0
予防給付	介護予防支援	210	4	206	30	1
モニタリング	回数	3,487	サービスマネジメント 回数	530		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	88
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	参加人数	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	424
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	52
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	88
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	233
ケアマネ等研究会	開催数	参加人数	7
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	48
運営推進会議	開催数	参加職員数	17
研修	回数	参加職員数	88
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	191
個別ケース対応に関する協議等との連携推進	件数		1,181
(内数)ケース検討会	開催数		5

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	08
センター名:	住吉南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント			権利擁護			地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入居・退所相談	認知症に関する相談	実需把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント	成年 後見制度	指掌	高齢者 虐待					消費者 被害
電話	184	92	94	104	40	0	2,490	2	0	16	5	58	113	118	3,493
3ヵ月間外対応	15	4	8	2	1	0	70	0	0	0	0	0	3	7	114
来所	96	17	46	27	15	2	110	2	1	3	1	14	108	22	527
3ヵ月間外対応	10	5	4	2	0	0	5	0	0	0	0	0	8	1	36
訪問	84	2	90	231	25	17	1,388	3	1	0	2	5	230	36	2,163
3ヵ月間外対応	2	0	1	2	1	0	16	0	0	0	0	0	8	2	33
その他	4	3	0	27	5	0	67	0	2	7	1	7	6	16	100
3ヵ月間外対応	0	0	0	1	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	5
合計	348	114	170	389	86	19	4,055	7	4	28	9	84	455	192	6,038
3ヵ月間外対応	27	9	13	7	2	0	95	0	0	2	0	0	3	10	189
実人数	196	47	61	232	36	19	394	4	3	13	5	16	38	67	1,477

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがほ の窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	9,244
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	680
緊急対応件数(事故対応等)	件数		4

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のフ ラ新規数
総合事業のサービスのみ	42	1	41	0	0
	103	1	92	7	0
介護予防支援	0	0	0	0	0
予備給付	171	6	165	29	0
モニタリング	2,661	サービス担当者会議	回数	394	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業、会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	110
(内数)遠隔会議を有するもの	開催数		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	14
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	91
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	64
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	36
ケアマネ研修会	開催数	参加人数	25
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	32
運営推進会議	開催数	参加職員数	2
研修	回数	受講職員数	39
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	89
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,198	
(内数)ケース検討会	開催数	31	

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	09
センター名:	御影北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応要請件数及び人数 (新規を含む)

電話 うち詳細対応	来所 うち詳細対応	その他 うち詳細対応	総合相談支援				介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
			総合相談支援		介護保険 外サービス	基本 サポーター		成年 後見制度	高齢者 虐待	消費等 被害	生活困窮 対策					困難事例 対応
			入所 退所相談	認知症に 関する相談												
939	80	76	369	47	75	0	2,114	18	0	27	0	401	146	7	37	4,421
	8	123	27	2	4	0	278	0	0	2	0	27	16	0	2	472
	11	22	52	1	8	4	56	8	0	4	0	41	18	56	5	407
	4	322	6	0	3	1	19	0	0	1	0	3	2	9	0	75
	30	41	132	48	21	4	1,120	2	0	5	0	149	34	180	16	2,202
	4	101	14	8	3	0	131	0	0	0	0	13	8	35	3	275
	15	12	37	2	4	0	530	4	0	17	0	84	36	15	88	1,070
	0	1,485	10	0	0	0	42	0	0	3	0	12	6	4	2	1,07
	138	151	590	93	108	8	3,870	30	0	53	0	675	292	288	124	8,100
	16	420	58	8	10	1	470	0	0	6	0	85	31	48	7	929
	64		148	51	48	2	313	7	0	4	0	181	51	240	36	1,748

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがは の窓口	サービス専 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,169
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	1,069
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託先のラ イフ数	
総合事業のサービスのみ	従来型	72	1	18	0
	簡易型	25	0	4	0
	セルフ型	0	0	0	
予防給付	介護予防支援	1	1	140	1
モニタリング	回数	2,339	サービス担当者会議	回数	313

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	48
(内訳)協議体機能を有するもの	開催数	2	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数 10
自センター主催の会議等	開催数	5	参加人数 75
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数 8
行政等主催の会議等	開催数	53	参加職員数 60
地域主催の会議等	開催数	133	参加職員数 203
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数 25
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数 61
運営推進会議	開催数	0	参加職員数 0
研修	回数	20	参加職員数 28
住民主体活動の協力支援	参加回数	1	参加職員数 4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,971	
(内訳)ケース検討会	開催数	280	

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	10
センター名:	御影南郵便あんしんずこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	家族介護	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント	権利擁護				相談専用 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	家族介護								介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント	成年 後見制度					
電話	2,204	91	315	123	51	3	4,987	0	1	135	3	255	561	90	223	126	9,204			
うち時間外対応	69	0	5	4	0	0	167	0	0	0	0	16	4	0	1	4	270			
来所	175	10	34	4	8	1	64	0	0	3	0	15	23	3	61	12	413			
うち時間外対応	12	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	19			
訪問	176	3	36	79	5	2	1,059	0	0	9	0	19	75	21	125	40	1,849			
うち時間外対応	6	0	1	1	0	0	29	0	0	0	0	0	2	0	0	1	40			
その他	1	0	2	0	0	0	124	0	0	1	0	2	0	4	0	3	137			
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
合計	2,558	104	387	205	64	6	6,244	0	1	148	3	291	679	119	415	181	11,403			
うち時間外対応	87	0	9	6	1	0	199	0	0	0	0	17	8	0	1	6	332			
実人数	323	15	59	53	26	3	302	0	0	8	2	47	25	45	188	67	1,141			

2. 苦情件数(再掲)

センター	えが谷 の窓口	サービス 課	介護保険 制度変更	その他	合計
延件数	0	1	0	0	2
実人数	0	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

	回数	列挙人数	合計
広報・啓発	回数	40	912
緊急対応件数(事故対応等)	回数	10	263
	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち 新規数	うち 継続数	うち 委託数	委託先のうち 新規数
総合事業のサービスのみ	68	0	68	0	0
	24	0	24	0	0
	0	0	0	0	0
予防給付	164	2	52	26	1
モニタリング	2,494	サービス担当者会議	回数	328	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	109
(内数)協議体機能を有するもの	開催数		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	16
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	89
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	78
行政等主催の会議等	会議数	参加回日数	56
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	60
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	20
運営推進会議	開催数	参加職員数	12
研修	回数	受講職員数	21
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数		
(内数)ケース検討会	開催数		

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	11
センター名:	大甲アイランドあんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防支援 マネージャ	特別支援 消費生活 相談	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	総合相談支援					総合相談支援										
	介護相談	入所、 退所相談	認知症に 関する相談	実施把握	外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	197	20	25	1	5	0	86	1	0	1	32	117	80	4	42	570
うち訪問対応	12	1	2	0	0	0	4	0	0	0	1	3	0	0	4	27
来所	253	32	27	0	4	7	33	4	0	0	21	27	47	114	51	625
うち訪問対応	30	6	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	10	4	55
訪問	32	1	7	3	7	10	86	0	0	0	9	33	57	161	5	410
うち訪問対応	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	8	0	14
その他	7	0	5	0	0	0	7	2	0	0	6	19	5	12	15	78
うち訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	484	63	64	4	16	17	170	7	0	1	68	185	169	311	113	1,663
うち訪問対応	43	7	3	0	0	1	10	0	0	0	3	3	0	18	8	98
実人数	431	48	48	3	8	16	88	5	0	1	22	9	42	282	17	958

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス課 業務	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	1
実人数	0	0	1	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,951
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	1,485
緊急対応件数(事故対応等)	件数		2

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数		うち継続数		委託数のうち 新規数	
		回数	件数	回数	件数	回数	件数
総合事業のサービスのみ	従来型	57	1	56	1	0	0
	簡易型	0	0	0	0	0	0
	セルフレイ	0	0	0	0	0	0
予防給付	介護予防支援	16	5	14	4	0	0
モニタリング	回数	3,470	サービスマネジメント	回数	330		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	59
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	5
自センター主催の会議等	会議数	7	157
小地域支え合い連絡会	開催数	3	53
行政等主催の会議等	会議数	81	72
地域主催の会議等	会議数	42	57
ケアマネ等研修会	開催数	2	14
介護リフレッシュ教室	開催数	5	67
運営推進会議	開催数	17	17
研修	回数	66	73
住民主体活動の場方支援	参加回数	22	60
個別ケース対応に関する協議会との連絡調整	件数	336	
(内数)ケース検討会	開催数	22	

令和元年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況

1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催回数：1回/月

(令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の流行により、書面回議のみ)

参加者：各センターより1～2名、区あんしんすこやか係、区社協など

内容：区・区社協・各センター職種代表からの連絡、情報提供、報告、
認知症関連情報交換（認知症サポートネット進捗状況、認知症（疑い）の方に関する地域との連携報告など）
地域ケア会議の報告など

2. あんしんすこやかセンター職種別連絡会

開催回数：職種ごとに1回/2か月

(令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の流行により、中止)

参加者：各センター、区あんしんすこやか係、区社協、医療・介護サポートセンターなど

① 保健師・看護師連絡会

内容：認知症専門訪問相談利用状況、関係機関との連携（医療・介護サポートセンター、認知症初期集中支援事業チームなど）、その他情報交換など

② 社会福祉士連絡会

内容：高齢者虐待対応状況、消費者被害状況、成年後見制度利用についての相談、その他情報交換など

③ 主任ケアマネジャー連絡会

内容：地域包括ケア関連研修の企画・開催（*）、情報交換など

④ 地域支え合い推進員連絡会

内容：地域支え合い活動の現状や課題、コミュニティサポートグループ育成支援事業などの報告、その他情報交換など

*地域包括ケア関連研修

医療と介護の連携について、口腔ケア研修（食支援につながる口腔機能管理）、感染症対策について、障害者の理解を深める研修（中止：新型コロナウイルス感染症流行による）

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本山東部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

平日は9時～17時、土曜日は9時～12時までセンター職員による総合相談業務を行う。それ以外の時間、夜間や日祝日の対応は、法人守衛室に電話が転送されるようになっており、緊急の場合はセンター長に連絡が入り対応。必要であれば各職員の仕事専用携帯電話に連絡を取る体制となっている。守衛室にはセンターの緊急連絡網を渡しており必ず緊急時には繋がるようにしている。

2. 職員の配置について

4職種、すべての職員が相談業務に対して経験豊富であり、予防プランナー、加配にての介護支援専門員も信頼してプラン数を持てる人員となっている。

3. 総合相談支援業務について

相談支援業務を専門職として適切に対応できるように、面談技術や介護、医療の知識の向上を目指し、積極的に外部研修会、法人内での勉強会に参加していく。センター内では、毎朝ミーティングを行いしっかりと情報共有、各専門職からの意見、指導を行い、個々のスキルアップを行っていく。

4. 権利擁護業務について

高齢者が悪徳商法や詐欺等の被害にあわないよう、毎月出る『KOBE 暮らしのレポート』を利用し、圏域内の事業所や地域行事に顔を出し注意喚起を行っていく。区あんしんすこやか係や警察、その他関係機関と連携をとり情報共有を行っていく。成年後見制度についても行事等で随時広報していき、必要時は専門機関に繋いでいく。虐待に関しては、まずマニュアルを個々でしっかりと理解したうえで、区あんしんすこやか係や警察等との連携を密にし、慎重に対応していく。虐待を未然に防ぐ、早期発見のためにもケアマネや事業所との勉強会を行い、そして地域住民にも啓発活動を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

住み慣れた地域でその人らしく過ごせるために今年度も続けて医療との連携を強化していく。地域住民や多種職とのネットワークの構築に向けて、地域ケア会議の必要性や意義を理解してもらうよう努め、今後も継続して地域ケア会議、認知症サポートネットの開催、そして多種職連携会議おむすびの会やオレンジカフェの後方支援を行っていく。連携が途切れる事のないようにケアマネが中心となり、インフォーマルサービス等の社会資源も広く視野に入れ、継続的にマネジメントができるよう支援する。また、ケアマネやサービス事業所等の福祉関係者に対し、情報共有、情報交換会、研修等を開催し、スキルアップ向上を目指していく。困難ケースに関しては、随時相談に乗り一緒に関わり支援を行っていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防サービスや地域のインフォーマルサービスに繋げることで要介護状態を防ぎ、自立した生活を送ってもらえるよう支援していく。介護予防の重要性を理解して頂けるよう啓発活動を行い、地域資源を増やせるよう育成を行っていく。

フレイル予防のための『フェニックス歩こう会』、回を増すごとに参加者リピーターも増えている。今年度も引き続き行っていき、おいおいは、後方支援にて行えるようすすめていきたい。出張相談会は、前年度同様続けていき、今年度は山の手の方でも場所を確保していき、行ってきたい。

7. 地域支え合い活動推進事業について

前年度、A 地区での地域ケア会議を 3 回行うことができ、出席者も定着してきている。参加者の中には、自分たちで支えなければという人も出てきている為、その方たちとの信頼関係を結びながら、なんとか山の手活性化を行っていきたい。

B 地区は前年度同様、2 つの集い場の定着に力をいれていき、協力者を募っていきたい。

8. 認知症に関する取り組みについて

引き続き、認知症サポートネット『みのりの会』の支援を行う。B 地区では、地域店舗を交えての第 2 回『あたたか声掛け訓練』を行う予定で、さらに認知症の理解を深めていきたい。

A 地区等の山の手でも、前年度に引き続き認知症の勉強会、地域課題の共有化等を行っていき、できれば山の手でも『あたたか声掛け訓練』を行いたい。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員やボランティアの人たちと一緒に地域の要支援者や高齢者の支援を行うとともに、区社会福祉協議会と連携を図り地域住民と共に住みよい町づくりをすすめていく。民生委員と小地域連絡会や毎月開催の給食会に参加し、地域の高齢者の情報共有を図る。民生委員の調査時に困っている事例は、一緒に動き連携を行うことで支援の必要な高齢者の発掘をしていく。各民生委員とさらに信頼関係を結び、認知症や困っている方の早期発見、早期対応等に繋げていく。また、地域としてプラザ会議への参加、地域行事への参加を積極的に行い、婦人会、ふれ町協議会、自治会、地域有権者との連携も密に行っていく。

10. 医療機関との連携について

地域ネットワーク構築の為に利用者の主治医や医療機関との連携が重要である。その為に東灘区の医師会や医療介護サポートネットの行う研修会、多種職連携会議等の場に積極的に参加し、各職員がスキルアップしつつ医療と在宅がスムーズに連携できるよう努めていく。また、地域ケア会議に参加して頂けるよう普段から顔つなぎを行い、信頼関係を結んでいく。

1.1. その他関係機関との連携について

東灘区サポートネット構築事業において、地域の核となる住民、警察、学校、店舗等と協力していく。地域の会議、本三プラザには必ず出席し、情報共有、積極的なセンターの広報、そして地域行事に参加し信頼度は増していきたい。今年度行う『あたたか声掛け訓練』には、学校関係者等にも参加してもらうよう声掛けしていく。

地域交番、銀行、郵便局等には、できるだけ訪問するようにしており、顔の見える関係作りを行っていき、連絡があれば早急に対応し動くようにしていく。

地域住民や地域団体、サービス事業所との連携が取れるよう、地域ケア会議を開催していく。あんしんすこやか係との連携を密に行いながら何事も迅速かつ丁寧に活動していく。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業所に理由なく偏ることがないように適切な介護予防ケアマネジメントの確保、正確な情報提供に基づいたうえで、利用者や住民の意向を尊重し、利用者本意の生活ができるようにアセスメントを行う。

ケアマネ支援を行う際にも利用者とサービス事業所の間で適切なアドバイスが行えるようにする。解決が困難な事例、圏域を超える事例等、各センター間の連携、協力を図り解決に向けて取り組む。また、利用者や家族の希望があれば適時情報を公開し、ケアプランの作成やサービス提供に関わる苦情には相談窓口を設置し、常に中立公正な立場を確保する。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本庄あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・夜間、休日の対応について：連絡体制が取れるよう、職員緊急連絡により担当者・管理者に入るよう行う。
- ・土曜日対応：あんしんすこやかセンター・併設居宅と協力し本人・家族等の相談支援が行うよう勤務行う。

2. 職員の配置について

- ・情報の共有化：5職種（看護師・社会福祉士・地域支え合い推進員・主任ケアマネ・SCS）を配置し情報共有を行い、チームアプローチを行い、課題への取り組みを行っていく。
- 共有化のためミーティング（週1回程度）を行い、困難ケース・虐待ケース・地域福祉活動等を複数職員で行う。

3. 総合相談支援業務について

- ・相談対応：認知症・介護予防・権利擁護・生活困窮・他分野課題（障害者福祉）等、に対応できるように全職員が自身の分野以外にも研修（神戸市主催の研修と神戸市主催以外の研修）に参加することで幅広く相談を受け入れる態勢を作る。
- ・課題分析：特に相談の多い地区・相談内容に関しては重点的に地域活動を実施していく。

4. 権利擁護業務について

- ・虐待通報：住民・関係機関から通報があった際にはすぐに区保健センターに報告を行い介入する。
- ・成年後見制度：相談も含め司法書士等と連携し、申し立てなど円滑に行うようにする。
- ・消費者被害：住民ができるだけ消費者被害にあわないよう地域の高齢者の集いの場で啓発活動を行い、また関係機関にも協力を得ながら被害が広がらないように被害防止ネットワークを行う。
- ・早期発見の対応：虐待に発展しないよう「気になるケース台帳」を作成し、1人あたりの対応職員2名を決定し、経過観察に漏れないような体制を取る。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ケアマネ支援等：処遇困難ケース等に対応しているケアマネジャー・地域住民・医療機関・他分野（障害者福祉）等と連携し課題の解決に取り組む。
- ・課題への取り組む力の向上（予測対応）：課題の悪化防止も行えるために勉強会・研修会の企画を行い、ケアマネジャーの知識・対応力の向上をめざしていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・考え方：個々の高齢者の相談内容について、インフォーマルサービスとも連携を行い、なじみの地域で、地域の中ですごせる環境を作っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・地域活動団体（コミサボ含）について：前年度、立ち上がった活動団体（2団体）の運営等に対し後方支援を行います。

また既存の圏域内の茶話会のボランティアとの情報交換の場を作り、活動が継続できるように支援する。それらの活動を通じて住民からの情報をいただき、見守り活動（住民同士も含）につなげていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

・認知症声掛け訓練の実施：地域ケア会議の一環として今年度10月に訓練を行う。

具体的には「①5月・6月に企画内容を確認（手引きの活用） ②6月にシミュレーション ③7月に参加メンバー・団体の決定と広報活動 ④8月に参加メンバーの調整と開催日の決定 ⑤9月に参加メンバーに説明 ⑥10月に実施」の手順で実施する。

9. 民生委員等地域との連携について

・地区割りによる活動：地域支え合い推進員が2名にて、43号線の北地域・南地域に担当者を決定し、民生委員と密に連携をとれるようにする。

また不在地区の多いエリアに関して定期的に話し合いの場（情報交換）を作り、連携を深めていく。

10. 医療機関との連携について

・高齢者対応：日々の生活・入院退院時等、担当医・訪問看護・デイケア・病院地域連携室と連携・カンファレンス等に出席し、自宅で安心して医療提供できるように行う。

・地域活動について：認知症予防・介護予防・地域啓発活動・地域ケア会議等に協力していただき、地域の介護予防・健康づくりの活動を実施していく。

1.1. その他関係機関との連携について

・関係機関との協力体制：地域の各団体（老人クラブ・防災福祉コミュニティ・ふれまち協議会・まちづくり協議会・自治会・婦人会・ボランティア団体・商業施設・公共施設・他分野団体（障害者支援団体・外国人支援団体等）の強みや特性を生かして、地域福祉活動（啓発・居場所・見守り）に協力していただき、さらに縦・横の両面のつながりを作っていく。また各団体からセンターへの協力要請のときは、迅速・丁寧に協力を行う。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・運営規定・職業倫理・専門職倫理を基に、公正中立な立場の維持が行えるよう、自己研鑽・自己啓発のため研修への参加とセンター業務を通して、自己の振り返りとモチベーションの維持向上を行う。研修は年間30回以上研修に参加する。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本山南部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について
地域活動計画の昨年度の取り組みに対してセンター職員全員で評価を実施し、今年度の活動計画を作成の上、年間を通じて達成に向けて取り組みます。
また、引き続きセンターが広報・啓発活動を含め積極的に地域に出向き、地域との良好な関係作りに努めます。
2. 職員の配置について
センター4職種がセンター業務と介護予防ケアマネジメント業務を両立し、円滑に業務が遂行できるように努めます。
また、日頃からチームアプローチを意識し、職種間の連携を密におこなうとともに、業務の工夫を実施することで効率化を進めます。
3. 総合相談支援業務について
今年度末であんしんすこやかルームが閉鎖することに伴う地域住民への影響を十分に検討し、来年度に円滑に移行ができるように、実態把握をおこない、必要な情報提供やコミュニティの立ち上げ等、できる限り地域住民の自立に向けた支援をおこないます。
また、その他の地域における既存の取り組みについても、定期的な情報交換を実施し、ネットワークの拡充をはかり、必要に応じて地域課題発見、解決に取り組みます。
4. 権利擁護業務について
地域で発生した高齢者虐待事例に迅速に対応し、区と連携しながら高齢者、養護者に適切な支援をおこないます。
また、成年後見制度の利用や消費者被害事例に対しても、適切に対応するとともに、地域に対して幅広く広報・啓発を継続して実施することで、地域住民の権利擁護に努めます。
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
支援困難事例の相談に対して同行訪問やカンファレンスを実施することでケアマネジャーの後方支援をおこないます。また、圏域内のケアマネジャーや介護事業者に対して引き続き連絡会等を開催し情報交換をおこなうことで顔の見える関係作り、ニーズの把握に努め、必要な支援をおこないます。
6. 介護予防ケアマネジメント業務について
地域に幅広く介護予防に関する啓発を実施するとともに、介護予防の取り組みが必要な対象者把握についても地域や関係機関と連携し、ニーズを把握した上で適切な社会資源につなぎます。また、要支援者、事業対象者に対して適切なアセスメント、マイ・ケアプランの作成等を実施することで、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント業務に努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

小地域支え合い連絡会を通して地域との情報交換を定期的を実施し、地域状況の把握、地域課題の発見に努めます。また、介護予防を含む住民相互の支え合いに資する集い場等の立ち上げについても、地域住民主体の立ち位置を意識しながら必要な情報提供等の後方支援をおこないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

既存の認知症サポートネット構築支援事業におけるネットワークの拡充に向けて地域住民や関係機関と協力して取り組むとともに、事業の目的である認知症の人とその家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを目標とし、積極的な神戸モデルの広報、活用により早期発見に努め、MCIの段階から介護予防の取り組みにつなぐよう努めます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事や連絡会等に参加することで民生委員や友愛訪問ボランティアと顔の見える関係作りに努め、地域住民の見守りについて情報交換をおこなうとともに、会の開催を通じて新たな地域団体とネットワークの構築をはかります。

10. 医療機関との連携について

入退院時を含め、個別ケース支援に関する円滑な連携に努めるとともに、三師会に対して地域ケア会議や認知症サポートネット構築支援活動への参加を依頼し、専門意見を求めながら地域課題解決に向けて一緒に取り組みます。

11. その他関係機関との連携について

個別ケースにおいて必要な関係機関と積極的に連携をはかり、役割分担しながら支援をおこなうとともに、認知症の方に関する支援についてはオレンジチームや認知症疾患医療センターと適宜連携をはかります。

その他、区内のケアマネジャー支援や医療との連携については、医療介護サポートセンターと引き続き協力して取り組みます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が市から示されているセンターの運営方針や運営要綱、実施要領を十分に理解し、必要に応じて事務マニュアルを確認しながら適正な事業運営に努めます。

また、随時区と連携をはかり、必要に応じて市への連絡、相談をおこないながら業務を遂行します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：本山西部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続出来るように、高齢者を中心に地域住民や他職種が連携し、社会全体で支える地域作りを目指します。

そのため、本山西部あんしんすこやかセンターの運営方針や計画・目標を明確にし、全職員での共有化を図り、進捗状況を随時確認しあいながら、コミュニケーション力を高めながらセンター業務を計画的に遂行します。

個人情報保護を遵守し、公正中立で適切な支援を行います。

圏域外にある事業所なのでフットワーク軽く、地域へ出向いての相談会を行います。

祝祭日や土曜日の開所、電話転送による24時間対応の運営体制を確保します。

4職種で午前・午後の当番を決め、常に電話や受付対応をします。

2. 職員の配置について

看護師1名 社会福祉士2名（1名は加配）主任介護支援専門員1名 地域支え合い推進員1名 プランナー2名 事務職員（パートを月～金配置）

すべての職員がセンターの役割及び業務全体を理解するように情報共有を密にし、お互いに連携・協力しながらチーム作りをしていきます。

3. 総合相談支援業務について

昨年度に引き続き、地域である行事に積極的に出向き、高齢者や担い手などから情報収集を行います。相談記録を有効活用して課題分析をしていき、センター内で情報共有を密にしていきます。エリア内で2月に1回行っている出張介護相談会を毎月していきます。更に職員の専門知識やスキルアップ出来るように研修の参加体制を整えます。

4. 権利擁護業務について

権利擁護全般（成年後見制度・虐待・消費者被害など）地域のつどい場や行事で広報・啓発を継続します。今年度も講義形式で情報提供し、理解を深まる話が出来るように努力していきます。事業所連絡会でも出来るように企画します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民や困難ケースなど地域の事業所の声を反映し、地域ケア会議などの企画して地域の医療機関や関係機関との連携を図っていきます。

圏域の事業所とも連携を図り、支援困難ケースを必要に応じ、同行訪問し、サポート的な支援をしていきます。

地域の特色を生かし、事業者とも顔の見える関係性を構築し、ネットワークの強化を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

フレイル予防支援の普及啓発に重点を置きます。

今年度は新企画として西岡本を中心に地域ケア会議での継続課題である本山西地域福祉センターの認知度向上のためフレイル予防の企画をふれまち協議会と共催でします。予防給付のマネジメント業務については適切なアセスメントをして利用者とともに目標を描き、自立した生活ができるようにマネジメントの強化を図ります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りや支援が必要な高齢者だけでなく、元気な高齢者にとっても住み慣れた地域で孤立することなく、地域住民の居場所や活動の場作りを地域に積極的に出向き、一緒に考えていきます。

①地域ケア会議の充実を図る。

②地域で開催される行事、給食会、地域拠点型デイＳなどに職員が交代で参加し、高齢者が安心して生活できる情報を発信します。

③地域団体が主催する3回目のふれあいフェスティバルを一緒に考えていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年度に引き続き認知症にやさしいまち「神戸モデル」の啓発・広報に努めます。

認知症への正しい理解と知識を深められる企画を考えていきます。パラ公園ネットワークは継続していき、今年度は認知症ライフサポート研修の実施をします。

初期集中支援チームとも引き続き連携をしていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアなどとの連携を図り、相談を受けたケースに対しては迅速に対応し、情報共有を図っていきます。また地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係をつくることで気軽に相談出来るようにしていきます。

今年度は出前トークで「神戸モデル」の啓発・広報の企画をします。

10. 医療機関との連携について

日頃より地域の医療機関や病院連携室などとの連携を密にとり、在宅高齢者の介護・医療支援が円滑に行える体制作りを努めていきます。医療介護サポートセンターとの連携や薬局との連携の強化に努めます。特に薬剤師とは事業者連絡会にもお誘いし、連携を深めていきます。

個別ケースを通してかかりつけ医と連携を深めます。

11. その他関係機関との連携について

圏域内の居宅介護支援事業所や介護事業者などと連絡会などで信頼関係を構築し、連携を深めていきます。

近隣住民・民生委員・老人会・婦人会・ふれあいまちづくり協議会・ボランティア・区役所まちづくり課・社協・警察・障害福祉センター・NPO法人などとの連携の強化を図り、更に担い手の発掘をしながら関係作りも構築していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターの運営方針やマニュアルの理解を深めるとともに、日常業務の中で徹底を図り、コンプライアンスを徹底した運営を進めます。

高齢者に提供するサービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、利用者の意思決定を尊重します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：魚崎北部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

15年目を迎える地域包括の目指す重点目標計画は

- ① 認知症サポートネット「お魚の会」兼「地域ケア会議」で、認知症本人様、ご家族様、地域の人の声に耳を傾け、意向や困りごとを知り、できる事を考える。
- ② フレイル対策を含めた介護予防普及啓発事業の推進。
- ③ 地域包括ケアシステム構築の為、地域ケア会議の推進。
- ④ 単身高齢者・老々世帯の見守り、閉じこもりを防ぎ地域に出かけていけるよう、地域支え合い事業の推進。つどい場の少ないA地域の情報をリサーチする。
- ⑤ 高齢者への虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用等の権利擁護支援への早期対応。

以上5点である。

支援体制は、休日・夜間常も緊急連絡が入れば、すぐに職員の電話につながり、対応できるような連絡体制をとっていく。緊急事例については区役所共連携して対応していく。

令和2年度も「挨拶を徹底し、個人情報には注意しながら連携を図り、迅速にかつ素早く対応できるチームワークの良い明るいセンター」をモットーとする。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置。地域支え合い推進員は、平成28年6月よりプランナーとして従事しセンターのイベントなどの業務にも関わっていた職員が昨年6月から法人加配となり、8月から正規職員となった。地域支え合い推進員は、3カ月間2人体制で引き継ぎもしっかりできスムーズに移行できた。介護業務の経験もあり、1年目からすでに戦力になった。センター職員同士の連携もとれており、虐待ケースや困難ケースも連携し対応できた。令和2年度も引き続きセンター内連携をとりながら迅速に動けるセンターを目指す。内部の会議や研修を行い、外部研修等を受け、お互い成長し、センター内でも連携をとりながら、業務にあたっていく。給付管理の1人30件制限もあり、令和1年度より介護予防専任者（プランナー）を非常勤2名配置。4職種とも、センター業務に力を入れていく体制を作る。

3. 総合相談支援業務について

地域行事、認知症サポートネット「お魚の会」、介護予防教室「元氣いきいき講座」、地域のつどい場、等で、高齢者の相談窓口としてセンターがある事や介護保険やインフォーマルな支援についても広報し、高齢者やその家族が、問題を抱え込まずに相談できるように地域に広める。

センターの目標や圏域内のつどい場紹介を掲載したセンター紹介チラシや「魚崎つどいばめぐり」の冊子を、地域で配布、掲示、設置をして、相談窓口やつどい場を知って頂き活用して頂く。

相談対応は、担当者一人ではなくセンター職員全員で共有し、それぞれの専門性を生かし、検討し対応する。

虐待や困難事例等は、センター職員複数で対応する。

4. 権利擁護業務について

権利擁護とは個人の生活・権利をその人の立場に立って代弁し主張すること、本人としっかり向き合い、意思を受け止め、本人が主体的に生きる力を取り戻すための支援をすることであると捉える。

権利擁護が必要なケースの中には、客観的には支援が必要だと判断される場合であっても、本人がその必要性を感じていないケースが多く含まれる。また、虐待等やそれに準ずる困難ケースを見る限り、家族が必ずしも本人を代弁するとは限らないことから、昨年同様、本人の状態状況をしっかり見定め、最も適切な支援に繋げることをしていく。その際、最も有効的な制度として、成年後見制度があるが、補助、保佐相当の制度活用も積極的に行なっていく。

センター職員が研鑽を積み、権利擁護に関連する制度の理解を深めることも重要である。成年後見制度や法テラスの制度は頻繁にマイナーチェンジが行われている為、司法専門職との協働を積みながら、制度の使い方について司法専門職から学び、その情報をセンター内で共有する。また、事業所連絡会等を通じ、つながりのある事業所や支援者にも本人情報シートの取り扱い等、情報提供していく。さらに、地域住民に対して、権利擁護相談の窓口の案内の他、制度利用に係る誤解（経済的に貧しいと利用が出来ない等）を解くような情報提供を行う。冗長な制度説明ではなく、1枚もののチラシを作成して、各居場所や介護リフレッシュ教室で配布、説明していく。高齢者虐待についても、簡易なチラシを作成し、地域住民の方にできる虐待防止について広報する。消費者被害については昨年同様、身近な情報や起こりうる特殊詐欺の情報をチラシ作成等で分かりやすく広報していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

一人ひとりの高齢者が安心して地域で暮らし続ける為に必要な資源、支援を広く集め、生活を統合的に支えていき、高齢者の心身や生活環境などの変化に応じて適切な支援を行っていく。その為に必要なのは、関係機関への支援、特にケアマネジャーに対する個別支援であり、相談者であるケアマネジャーの主訴や求めている支援、実施した支援など、関係機関やケアマネジャーの意見を聞き、ケアマネジメントリーダー的な業務を推進する。「決して一人で悩んだりしない」ことを伝え、皆で困難事例等を共有するように支援していく。地域包括ケアに向けて、ケアマネジャー支援とネットワークを構築していく為に、ケアマネや事業者向けの連絡会や研修等を開催する。

今年度も、地域包括ケアシステム構築の為、「地域ケア会議」を開催していく予定である。

- ・第1回目 認知症介護家族の声に耳を傾ける（お魚の会合同開催） 9月
- ・第2回目 認知症の方の事例検討会 11月
- ・第3回目 認知症の方の行動をロールプレイし対応検討(お魚の会合同開催) 1月

その他、小地域ケア会議は、その都度開催していく。

今年度もサービス事業者連絡会を、年2回開催予定である。

- ・第1回目 精神障害 9月
- ・第2回目 成年後見制度 11月

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

1人ひとりの高齢者の心身の状態、家族状況、生活環境、経済状況、生活歴等広くアセスメントして、必要な支援を検討し、適切な支援を提供する。

要支援者や事業対象者だけでなく、フレイル予防対象者にも必要な支援を検討し、地域拠点型介護予防事業や地域のつどい場などの紹介やフレイル予防の情報など、適切な支援を提供する。

今年度も「元氣いきいき講座」を年2回実施予定である。

- ・第1回目 フレイル予防支援事業（シンコースポーツ）西青木総合会館にて 6月
- ・第2回目 オーラルフレイル 横屋会館にて 10月

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・「高齢者の自立支援をめざし、いつまでも誰かのために力を発揮できるように」つどい場や活動の場をつくり、民生委員やボランティア、地域のマンション管理人や自治会など地域役員との連携に努める。住み慣れた地域で活躍できるようにグループの発掘、担い手の発掘、グループ支援を行う。
- ・「ネットワークづくり」「地域づくり」では、支援が必要な高齢者を素早く発見し必要な支援が使えるように、地域住民との情報交換を大切に行う。
- ・入院先からの情報を素早くキャッチし、協力して実態把握、退院後の必要支援に繋げる。
- ・センターの目標や圏域内のつどい場紹介を掲載したセンター紹介チラシを、地元のスーパーや商店、銀行やコンビニ、自治会看板などに掲示や設置してもらい周知徹底を図る。気になる高齢者の情報などあれば、連絡いただけるようなシステムを構築する。

・ コミュニティサポートグループの育成支援事業

「かしまし処」ボランティアの自立に向けての支援を行う。会計の自立ができています。

利用者の定着や広報などの支援が必要、ボランティアさんの人員不足も課題である。

「魚崎つどいばめぐり」コロナウイルスによる自粛が落ち着けば、実行委員と方向性を検討する。各つどい場との連携や後方支援を継続し、ボランティアのモチベーションアップを図る。高齢者の閉じこもりの防止、介護予防の実現、消費者被害や詐欺撲滅、感染症予防にむけての注意喚起などを行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット「お魚の会」は9年目を迎え、センターに認知症に関する相談や地域からの情報が増えている。今後もご本人様やご家族様や地域の支援者の不安や負担が軽減できるようサポートをしていく。

平成30年度は、「お魚の会」兼「地域ケア会議」として「声かけ訓練」を横屋会館で実施。令和元年度は北青木総合会館で実施。

令和2年度 認知症に関する取り組み実施予定

- ・第1回目 認知症介護家族の声に耳を傾ける（地域ケア会議合同開催） 9月
- ・第2回目 認知症の方の行動をロールプレイし対応検討（地域ケア会議合同開催） 1月

平成28年4月にオープンした認知症当事者が主催の認知症カフェ UME のつぶやきも軌道に乗り参加者も定着している。今年度も引き続き、その後方支援をする。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・定期的に行われる見守り連絡会(小地域連絡会含む)や民生委員連絡会、毎月の給食会・喫茶にセンター職員が出向き、ちらし広報や民生委員さんやボランティアさんとの交流や情報交換の場となり、気軽に相談していただける関係作りを確保する。
- ・日頃から関わりがあり地域の高齢者の情報を知っている地域住民や民生委員、マンション自治会や婦人会、老人会の方々と、日頃から顔の見える関係性作りに努め、情報収集を行う。

魚崎北部

・民生委員による高齢者見守り調査の実施と推進員による補足調査で高齢者台帳の作成を行い実態把握に努める。住所地ごとの単位見守りの強化を行い、民生・区社協・地域包括と連携を取り情報の共有を図る。民生委員からの地域の情報や困りごとなどの相談があった場合は同行訪問や情報提供など、素早く行う。

10. 医療機関との連携について

令和2年度も、入退院時に病院と連携し、「入退院連携シート」等を活用しながら、情報共有し一緒に対応を検討する事で、「スムーズに在宅復帰や施設入所等支援が提供できるようにする。また医療機関での研修や会議に参加し連携を強化していく。

11. その他関係機関との連携について

地域のつどい場、婦人会や老人会の行事に参加し、センターが相談窓口である事、介護予防、フレイル予防、認知症、神戸市の施策、インフォーマルの紹介、感染症や熱中症や消費者被害、詐欺などの注意喚起など、様々な情報を提供していく。

また地域役員（自治会、防コミ等）、婦人会、老人会、ボランティア等と連携し、情報提供と情報収集をして、必要な支援や取り組みを検討していく。

成年後見制度の活用が増える中、司法専門職との連携は不可欠となっている。今年度も継続して、司法専門職との協働を通じ、事例を積み重ね、事例と後見導入検討のより適正なマッチングを図って行く。普段、関わりのある司法専門職の方々には地域ケア会議や地域での広報活動への参加依頼をし、個別事例だけの関わりでなく、顔の見える相談のしやすい関係を作っていく。またリーガルサポート等司法専門職団体からの研修会等への参加要請があった場合は積極的に参加する。

医療介護サポートセンター、区役所、神戸市等と連携する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険法令に従い、地域包括支援センターとして要支援・要介護状態にある高齢者、事業対象者に対し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防プランの作成を行う。

事業の実施にあたっては神戸市介護保険課、東灘区健康福祉課あんしんすこやか係、地域の保健医療福祉サービスと連携し、公正・中立な介護予防サービスの提供を目的とし連携を図る。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：魚崎南部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

事業の公平性を重んじ公正中立を守るため、あんしんすこやかセンター運営要綱、事務マニュアルに準じ、センター運営評価を守った運営を行う。

また、夜間・休日においては職員の携帯電話へ転送により24時間相談対応できる体制をとる。様々な相談に対し円滑かつ柔軟に対応できるように毎朝で情報の共有と方針の検討を行い、担当者不在の中でもスムーズな対応が出来る体制作りを行う。

2. 職員の配置について

センター職員は資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、国の人員基準に沿い4職種（看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員）を配置。

指定予防支援事業の適正化のために介護予防プランナーを3名専任として配置。

権利擁護に対する相談も多く、法人加配で社会福祉士の2名体制を継続する。

「あんしんすこやかルームあ〜もんど」のルーム推進員とセンター事業を共有、センターと一緒に取り組める体制を継続する。

LSA事業についてはセンター全員で対応を行い、管理者が情報を集約していく体制とする。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者の総合相談窓口として、普段から軽微な事でも相談できる関係で、地域に根差したセンター運営を目指す。

総合相談支援業務を通して住民の様々な課題やニーズの把握を行い、地域のインフォーマルな情報を整理して適切な関係機関及び制度の利用、社会資源につなげる等の支援を行う。

- ・ 土曜日を月に一回開所日とし、職員2名体制で対応を継続するが、今年度から開所時間を短縮し午前のみとしていく。
- ・ 昨年度からスタートした青木出張相談の場が少しずつ商店街の広報に載せていただいたり等で浸透しつつある、出張相談を継続していき、センターの周知を継続する
- ・ 相談の記録をデータ化、積み上げをし、単発な支援でなく、継続的な対応をしていく

4. 権利擁護業務について

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない等、困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことが出来るよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- ・ 高齢者虐待防止の手引きに沿った対応を適切に行い、常時行政や関係機関と連携を取りながらチームアプローチをしていく。
- ・ 消費者被害についての情報を魚崎町防犯の情報ルートで啓発が出来るように、引き続き町協議会と話をしていく
- ・ 新しくなった虐待マニュアルの再確認、オープン用のマニュアルを活かして関係機関との連携をよりスムーズにしていく

- ・ 困難ケースや実態把握のケースが埋もれないように、昨年から取り入れたセンター内の掲示板を利用したケース管理を継続していく

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその方らしい生活を維持するために必要な社会資源を適切に、切れ目なく活用できるよう多職種、他機関とのネットワークを利用しながら包括的・継続的ケアマネジメントを行っていく。

- ・ 医療機関との連携→こぶしの会、東灘区3師会、病院のMSW等との連携
- ・ 東灘区内の病院、施設、クリニック、センター、行政など様々な機関で働く保健師・看護職の連携会議に参加していく
- ・ 圏域内のケアマネ連絡会を、併設居宅を中心とした、圏域内の主任ケアマネージャーを中心に一緒に取り組んでいく
- ・ 圏域内事業者連絡会を3回～4回開催、その中で圏域内のサービス事業所、民生委員、など地域と事業者のつながりを強化していく。(事業者連絡会かわら版の作成)
- ・ 神戸市ケアマネージャー連絡会、各種関係機関と共同で研修開催
- ・ 支援困難事例への支援→ケアマネージャーと同行訪問、担当者会議への参加、地域ケア会議の開催を居宅介護支援事業所より事例を吸い上げ、選定して地域課題化へ

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域で暮らす高齢者が要介護状態にならないように、具体的な生活目標をたて、対象者自身の意欲を引出すような自立支援を行う。地域活動への参加と介護予防の取り組みがマッチングできるように個別支援とコミュニティ作り、社会資源の発掘を行っていく。

- ・ 介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿って適切な介護予防マネジメントを提供
- ・ 自ら介護予防に取り組めるような動機づけを意識したケアマネジメント業務を行う
- ・ 介護予防につながる地域のインフォーマルサービスの整理・活用として昨年度から始めている「魚崎つどい場めぐり」のリーフレットを活用していく
- ・ 「いきいきはつらつ教室」を年に1～2回、3か所(日頃地域行事のないところ)で行い、介護予防啓発、閉じこもり予防につなげていく
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながることを、広報を通して伝えていく

7. 地域支え合い活動推進事業について

ひとり暮らし高齢者等の実態把握の個別支援と合わせて、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体での支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する。

- ・ つながり通信を発信し、様々な人や、関係機関をつなげる支援を継続していく
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながるような視点からアプローチ
- ・ LSA対象住宅の高齢化が深刻化していることに対し、定期的に行事を開催して、住宅内外の関係づくりにも努める
- ・ あんしんすこやかルームの活動を整理し、今年度末の閉所に向けて自主活動や他事業への移行を検討、キーパーソンへのアプローチをしていく
- ・ 地域の集い場を運営されている方々とのボランティア交流会の開催、「魚崎つどいばめぐり」つどいばの周知、開催者のモチベーションの維持を行う

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来るように活動していく。

- ・ うおみな♡ ハートネット（認知症サポートネット）の活動を通して、地域へ認知症の理解を深めるための啓発活動を行い、やさしい地域づくりの推進に努め
- ・ うおみな♡ ハートネット通信を作成して活動の報告を定期的に地域の広報紙のルートを通して発信していく。
- ・ うおみな♡ ハートネットの実行委員会の新たな参加者を募集
- ・ うおみな♡ ハートネットの活動を通して認知症の協力店舗を増やすアプローチを検討
- ・ 昨年度A地区を中心に開催した「行方不明高齢者声掛け訓練」をB地区中心に開催して主旨を広めていき、メール受信協力者を増やしていく。
- ・ オリジナルバッチを啓発ツールとして利用していく
- ・ 昨年購入した啓発用の旗を、今年から地域の実行委員会のメンバーに預け、地域の様々な活動の場で広報に利用していただく
- ・ 認知症介護者支援として、リフレッシュ教室、認知症家族の会、オレンジカフェと連携
- ・ 神戸市安心登録事業への登録、認知症診断助成制度、事故救済制度などの啓発活動
- ・ 圏域内の事業者関係者へキャラバンメイトの資格習得者を新規に開拓する

9. 民生委員等地域との連携について

地域のニーズや課題について地域住民自ら取り組んでいけるように、地区民生委員を中心とした個別支援だけでなく、自治会・老人会・婦人会等の地域団体と、協働し住民同士の支え合いネットワークを強化、一緒に高齢者支援を考えていける町づくりを目指す。

- ・ 事業者連絡会へ民生委員に参加していただき、各関係機関の専門職と一緒にテーマに合わせて検討を重ねて相互理解を図る
- ・ 魚崎町協議会や魚崎南ふれあいまちづくり協議会、魚崎町防災福祉コミュニティの会議の場等との交流の場を積極的にもち協働できる関係を維持、強化する。
- ・ 消費者被害では（魚崎）地域の防犯担当窓口との連携が出来、情報がスムーズに伝わる仕組みを町協議会に打診していく
- ・ 魚崎地域向けに身近な認知症をテーマにした地域ケア会議を今年度は2回行い魚みな♡ハートネットの活動への理解へつなげる

10. 医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには福祉系サービスと医療系サービスが連携し一貫した体制で提供される必要がある。保険・医療・福祉の質の向上のため、かかりつけ医や東灘区医師会・歯科医師会・薬剤師会との定期的な連携を行う。

- ・ 東灘区三師会との定期的な連携→こぶしの会への参加、認知症フォーラムへの参加
- ・ 医療機関のMSW、PSWとの研修などを通して実践的な連携
- ・ 認知症疾患医療センターや、認知症初期集中支援センターとの連携
- ・ 地域ケア会議等へ積極的に医師の参加も呼び掛ける
- ・ 認知症サポートネットの広報に圏域内の医療機関の支援を受ける
- ・ 圏域内事業者連絡会への参加要請や瓦版のお届を行い、センターの活動を情報提供

1.1. その他関係機関との連携について

魚崎南部あんしんすこやかセンターが円滑かつ効果的に事業を実施していくために行政機関や医療機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所、各障害団体、ボランティア団体、地域団体との積極的な関係作りが必要、様々な社会資源が連携し、協働できるようにネットワーク構築を担っていく。また区との連携を常時行いセンター業務の質の向上を目指す。

- ・ 各種連絡会・勉強会・会議への参加
- ・ 警察・民間事業者等との日頃からの連携
- ・ 東灘区ケアネットカフェに参加し、多職種、地域住民、各種団体との連携、積極的に地域で活動されている方にセンターから直接案内をしていく
- ・ 児童館との連携、世代間交流を通して高齢者支援を地域全体で考える機会をもつ
- ・ 認知症サポートネットの活動から、地域の商店などさまざまな社会資源とつながっていくきっかけを見つけていく
- ・ うおざき障害者地域生活支援センター主催の共生社会を目指した地域のよろず相談窓口「うおざきご近助さん」の活動に協力させていただき、8050 問題等の高齢者だけでは解決できない総合相談などの地域の身近な相談窓口からつなげていく

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

魚崎南部あんしんすこやかセンターの運営にあたっては、その運営が常に運営協議会の関与、地域の医師に基づいて行われるものであることを十分に認識し、公正・中立な業務を遂行する。

- ・ 正当な理由なく特定の事業者の利用に偏らない
- ・ 特定の事業者が提供するサービスを不当に利用者に押し付けない
- ・ 利用者自身が選択を出来るように十分に情報提供、説明を行い、自己決定を促す

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：住吉北部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

① 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

② 営業時間 9時～17時30分 月曜日～土曜日

（日曜日及び12月31日～1月3日は休）営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等する。

また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問・会議等で外出する場合には、介護予防支援担当ケアマネジャーや同一施設内の職員と連携するなど協力を求める。

営業時間外の夜間・休日における連絡体制は、同一施設内の事務職員、管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする連絡体制を整える。

③ 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

④ ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時、迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

⑤ センターの広報

せせらぎ通信を定期的に発行すること等で、地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

⑥ 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士 2名 主任ケアマネジャー 2名 保健師 1名 看護師 2名
地域支え合い推進員 1名 ルームどんぐり担当 1名
介護予防支援担当ケアマネジャー 2名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、センターの広報に努め、センター職員がチームで情報を共有し、どのような

支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(業務内容)

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行う。

③ 総合相談としての機能について

地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットやせせらぎ通信等広報誌を発行し、広報啓発をしていく。

相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように専門的・継続的な視点を持って支援を行う。

(業務内容)

① 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する等していく。

② 成年後見制度利用の活用等

成年後見制度を広報するために、地域住民が主催する会議等でパンフレットを用いるなどで説明する。また、認知症、精神障害者等の事由で財産管理や契約等が困難で後見制度が必要なケースについては、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター、たんぼぼ、リーガルサポート、ばあとなあ兵庫等関係機関と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレット及び早期発見チェックリストを配ること。さらに年1回は虐待事例のケースカンファレンスを実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報があった場合は、センター職員間で検討した上で神戸市虐待対応のマニュアルに従い、速やかに区あんしんすこやか係に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、朝礼や月1回の事例検討を目的としたケースカンファレンスにて現在の虐待・困難事例の実態を報告して、職員間の情報共有を図る。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者で随時カンファレンスを実施し情報の共有を図り、適切に対応する。

⑤ 災害時等緊急時の対応

マイケアプランに災害時の緊急連絡先、避難所を記載すること等で、要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の緊急連絡先の情報を

管理する。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

また、防災福祉コミュニティ等と連携し、平時より地域で見守り支え合えるよう顔の見える関係づくりを進める。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

・住吉北部地区地域ケア会議を随時開催し、圏域内の介護支援専門員をはじめ、地域住民・居宅サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員等に参加を呼びかけ、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等と多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会、医療介護サポートセンター等に協力を働きかける。

② 介護支援専門員の個別支援

・住吉北部地区圏域の利用者を担当している介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行う。
・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。また圏域内の介護支援専門員の情報交換会を随時開催し、介護支援専門員を支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

全職員が介護予防ケアマネジメントに関する制度や目的を正確に理解して、生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立生活ができるよう適切な支援を行なう。特に地域診断に基づき、渦森台を重点的に居場所づくりを目指し、健康でいるためにフレイル対策の3つの柱(栄養・身体活動・社会参加)を広めていく。

要支援認定者及び事業対象者数 380名程度

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活状況を把握するためのアセスメントシートを用いて、生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・介護予防プラン(介護予防サービス支援計画・マイケアプラン)の作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。

- ・サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。

- ・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニー

ズは何かを視点に評価分析をしていく。

- ② 要支援者及び事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。
- ③ 委託事業者への適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。
- ④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- ⑤ 地域の実情に応じて、自然と介護予防につながる環境づくりをしていく。特に地域住民自らが「つどいの場」づくりを行える仕組みを構築していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とする。

特に今年度も昨年度に引き続き地域診断に基づき、渦森台地区を重点に渦森台会館を活用し、ゴミ出し及び世代間交流等の拠点づくりをする。

8. 認知症に関する取り組みについて

以下に事業を推進する。

- ① 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進を図り、特に行方不明になる心配がある高齢者を支援する見守り支援等で、神戸市安心登録事業を推進する。
- ② 住吉本町を拠点として、認知症サポートネット構築事業「サポートネット住吉本町」については一旦終了とするが、介護の日には老人会と共催で認知症に関する学習会を実施する。
- ③ 渦森台小学校地区で声かけ訓練が開催できるように、地域住民の皆様が認知症の理解を深める研修会を開催する等準備を進めていく

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

(業務内容)

- ・住吉中部及び住吉北部小地域支え合い連絡会の開催及び民生委員児童委員の連絡会及び友愛ボランティア連絡会に参加
- ・一人暮らし老人・老老世帯の見守り活動の連携
- ・地域のふれあい喫茶等行事及び渦が森プラザ等の地域住民主催の会議に参加

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにし、サービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得る。また、地域ケア会議及び地区ネットワーク会議等に参加を呼びかけ、多職種協働体制ができるように働きかける。

さらに、医療介護サポートセンターの会議や研修に参加し、必要な情報が得られるように連携を深めていく。

1.1. その他関係機関との連携について

昨年度と同様に住吉北部圏域を住吉本町、住吉山手、住吉台、渦森台の4地区に分けて、それぞれ地域診断に基づき課題を抽出し分析を続ける。特に住吉台及び渦森台については昨年度に引き続き地域ケア会議を開催し、ゴミ出し問題や世代間交流等、フードドライブ等に取り組む。そして、住吉山手地区においては、集いの場づくりを続ける。

また、ルームどんぐりは来年度で補助金の支給が終了となり、見守り推進員が配置できなくなるため、自治会や老人会等住吉台にある地域の住民団体と連携して、住民主体の組織づくりができるように働きかける。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

1.3. 新型コロナウイルスに関する感染拡大防止と個別相談の取り組み

神戸市の方針に基づき、高齢者の皆様に感染拡大防止の観点より、密接・密室・密閉状態の防止、及び介護予防に関する広報啓発を続ける。

特に上半期は、地域のコミュニティ活動は自粛される見通しのため、高齢者の皆様はコミュニケーションが不足し、不安感が強くなることが予想されるため、適切に判断し日常生活の安定が図れるように、神戸市や関係機関と連携をし、個別相談に応じる。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 住吉南部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、法人の協力を得ながら、公正・中立を基本理念とし、地域に密着した事業運営を継続的に行う。

営業時間は月曜日～土曜日(祝日含む)の9時～18時とし、突然の相談来所、電話相談にも対応できるような体制をとる。また、休日や時間外の電話対応については、同一法人運営、同一建物内併設の特別養護老人ホームセラヴィへ転送、第一報は特養職員が対応、必要に応じてセンター職員に連絡するよう周知しており、今後も24時間の相談体制を維持・継続する。

2. 職員の配置について

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員、各1名を常勤専従にて配置。

各事業に対し、4職種が各々の専門性を活かし、センター圏域内・外の情報共有が迅速にできるよう、こまめにミーティング等で情報共有を徹底し、チームアプローチ実現に努める。

3. 総合相談支援業務について

地域における総合相談窓口として、介護保険制度・介護保険外の様々な制度や集い場の情報等を把握できるよう常に情報収集を心がける。

また地域の特性を把握し、必要な人に必要なだけの支援がおこなえるようニーズに則した情報提供情報共有の方法も工夫・改善していけるように日々心がける。

また、引き続きセンターが総合相談窓口であること他、センターの役割を圏域内に広く周知できるように働きかけを継続する。

4. 権利擁護業務について

権利擁護に関する相談や通報に対しては、迅速で的確な対応が出来るように職員間の理解や情報共有を徹底し、行政および関係機関と随時連携していく。特に虐待については、関係機関と連携を取り、役割分担をうまくとれるような体制づくりができ、早期解決遂行を目指す。

センター職員が研修会等に参加するなどし、自己研鑽に努め、さらに専門性を高めると共に他の専門職とのネットワークを活かし、より専門性の高い支援、必要適時の対応を心がける。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内の他センターや三師会等とも協力し、事例検討会や認知症についての研修会等を年に数回開催。また、圏域内・委託先の居宅介護支援事業所との連絡会や研修会等を開催し、関係機関の情報提供、意見交換等の場、ケアマネジメントに関する勉強会等を定期的

に設定する。

また、個々の介護支援専門員に対しても必要に応じて相談を受けるなどし、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践をスムーズに行えるように、センターとして必要な支援を継続的に行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握できるように、関連機関と連携し、必要・適切な支援につなげるように努め、地域診断に基づき優先すべき地域を選定、その地域の特性に応じた介護予防の取り組みを行う。

また、個別対応については、マニュアルを遵守し、適時適切に対応、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心とした見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士で支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

また、単身高齢者、高齢者世帯についての実態を把握し、地域の民生委員をはじめ関係者と協力し、見守り体制構築に努める。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症地域支援推進員を中心に認知症に対する理解を地域に広める活動に取り組む。認知症サポートネット事業最終年の締めくくりとして認知症徘徊模擬訓練等を実施。

また、相談受付票より、認知症についての相談が多い地区を割り出し、認知症神戸モデルの説明をする等、必要な地区に優先して情報提供をできるような体制づくりもおこなっていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の連絡会への参加や民生委員との情報交換会の開催を定期的を実施し、個別相談については、迅速、適切な対応を行い、信頼関係を構築する。

地域住民の主體的、相互的な支え合いができるように、マンション等集合住宅で住民交流会等の開催支援を行い、見守りのネットワーク構築を側面的に支援するため、啓発活動の継続実施に努める。また、地区の広報誌や法人広報誌等にセンターの様々な取り組みについて情報を発信できるようにしていく。

10. 医療機関との連携について

地域の医師会や歯科医師会、病院地域連携室と積極的に情報交換を行うとともに研修会等を開催し、地域の高齢者、その高齢者を支える介護支援専門員等と医療機関がそれぞれ円滑に連携できるように側面的に支援をしていく。

医療介護サポートセンターとは、継続的に連携をとれる体制をつくる。

1 1. その他関係機関との連携について

地域見守りやセンター行事等で活動するボランティア交流会や勉強会を開催し、活動の継続を支援する。センター職員だけでなく、地域全体で課題認識できるように地域ケア会議の実施に取り組み、個別課題から地域の課題を見出せるように努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が法令や運営基準・運営要綱について十分理解し、遵守に努める。また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由なくサービス提供が特定の事業者に偏っていないか等を常に検証し、公正かつ中立な業務の運営に努める。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 御影北部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

(1) 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

(2) 営業時間について

営業時間 9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）

営業時間内に緊急対応等で訪問等外出する場合は、同一施設内職員との連携協力により対応する。

また営業時間外の夜間・休日等24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整える。

(3) 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

(4) ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時、迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

(5) センターの広報

地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士 1名 主任ケアマネジャー 1名

看護師（認知症地域支援推進員 兼務） 1名 地域支え合い推進員 1名

介護予防支援担当ケアマネジャー 2名

御影北部

3. 総合相談支援業務について

総合相談・支援及び権利擁護の業務は、地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(1) 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

(2) 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行なう。

(3) 総合相談としての機能について

- ・地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等で啓発していく。
- ・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が行うことができるよう、専門的・継続的な視点から等の支援を行う。

(1) 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、クーリング・オフ制度を有効に活用できるようにし、迅速に神戸市に報告する。

(2) 成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度の相談や活用できるように援助を実施していく。

(3) 虐待への対応

高齢者の虐待を防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレットを配ること。さらに虐待事例のケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者の虐待の通報があった場合は、職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかにあんしんすこやか係に報告し、コア会議を開催等で情報共有を図り対応する。また、事例検討会にて現在の虐待事例の現状と課題・方針を職員間で討議し共有を図り対応していく。

(4) 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者で随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応する。

(5) 災害時等緊急時の対応

要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援について、迅速に対応できるよう担当者会議で確認し、ケアプランに緊急連絡先や避難場所などを記載しておく。また、緊急時にはすみやかに神戸市と連絡調整して、必要な対応ができるよう、関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

地域ケア会議の目的に沿って、御影北部地区の地域包括ケアを推進していくためにも、随時、地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法などを検討していく。その際には、介護と医療等多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会等に協力を働きかける。

また圏域内のケアマネジャー情報交換会を随時開催する。

(2) 介護支援専門員の個別支援

- ・ 御影北部地区の介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時会議を開催するなど、ケアマネジメント支援をする。
- ・ 東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行なうことにより、要支援・要介護状態の予防をし、高齢者の自立した生活の支援を行なう。

対象者： 要支援 (1.2)・事業対象者 (※神戸市介護予防・日常生活支援総合事業)

対象者数： 230 名程度

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 初期面接
- ・ 課題分析
生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。
- ・ 介護予防プランの作成
利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。
- ・ サービス担当者会議
情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。
- ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価
事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何

かを視点に評価分析をしていく。

- (2) 要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援・介護予防マネジメント業務を実施していく。
- (3) 委託事業者への適正な介護予防支援・介護予防マネジメント業務業務について助言していく。
- (4) 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- (5) 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応していく。
- (6) 介護認定・事業対象者非該当となった高齢者について、連絡をして、適切なフォローアップを行なう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

8. 認知症に関する取り組みについて

「神戸市認知症のひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施策に沿って業務を行う。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護等が受けられるよう、認知症の人や家族等への相談支援を行う。

そのため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、認知症初期集中支援チームとの連携、また介護サービス事業所や地域の支援者との有機的な連携体制を構築し、認知症カフェ等の開催支援や認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及啓発に努める。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのため、「笑顔をつなぐネットワーク会議」を定期的に開催し意見交換や課題討議を実施する。また、認知症カフェ「えがお喫茶」の運営協力と支援を行う。

声かけ訓練の開催を企画・実施することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携をはかり、一人暮らし高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、随時、必要な医療が受けられるようにする。東灘区医療介護サポートセンターから発刊された「東灘区医療介護支援マップ」を活用し、多職種連携の構築に役立てていく。

11. その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように、情報を共有していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

(1) 公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- ・ センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 利用者・事業者への適切な情報の提供
- ・ 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- ・ 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

(2) 公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- ・ 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- ・ 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- ・ 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- ・ センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- ・ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- ・ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名： 御影南部あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会を設置主体とし、法人の全面的な協力を得ながら、地域包括ケアシステムの充実をめざし、高齢者が住みなれた地域の中で尊厳を保ち安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域支援事業、神戸市介護予防・日常生活総合事業を行う。そのために、

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って特定の種類やサービス事業者に不当に偏ることなく公正中立を行うことを旨とする。
- ② 苦情に対しても適切に対応し、内容に応じて速やかに行政報告などの対応を行う。
- ③ 個人情報保護、介護保険法、労働基準法など関係法令順守に関しては担当者が定期的に確認を行う。
- ④ 地域に開かれた公的な総合相談窓口として定められた専門職を配置し、常に相談を承れるよう万全の体制で臨む。
- ⑤ 休日夜間においては、センターの携帯電話にて24時間の相談受付を行う。緊急時には担当者から運営管理者に連絡を入れ、指示命令に従って速やかな対応が取れる体制をおく。
- ⑥ また災害発生時などは、可能な限り法人全体で緊急体制を組み、職員の安全を確保し、行政の指示を仰いで迅速な地域支援を行う。
- ⑦ 各職員が仕事と介護や育児など、家庭との両立が無理なくできるよう十分に協力体制を整え、法人の各種休暇も取りやすくするとともに、効率的な業務体制を実施する。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症等の予防として、職員の健康チェックや日々の消毒などを実施し、センター内外において相談者や職員の感染リスクを減少する取り組みを継続して行う。

2. 職員の配置について

資格・経験・適性等を十分に考慮した上で、国で規定された「保健師等」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」の3職種とともに、「地域支え合い推進員」を常勤専従にて配置し、これら4職種が協働でチームアプローチにあたる。そのために、

- ① 各職種が各々の専門性を活かしつつ、地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携しながら、チームとして業務を実施できるよう情報の共有を十分に行う。
- ② それぞれの専門性の向上を図るため、職員に積極的に研修参加する機会を設ける。
- ③ 指定介護予防支援事業者としては、上記4職種の職員による兼務体制を取るとともに、予防業務を中心に行う介護支援専門員を必要数配置して、予防給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに必要な要員の確保を行う。
- ④ 各職員の業務量などを常時把握して、センター業務が担える有資格者の加配職員を配置する。
- ⑤ 「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する相談業務を強化する。

御影南部

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、個人に応じてどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

そのために、

- ① 地域住民が早めに気軽に相談できるように、地域の集まりや学校（高校）などに出向き、PTAなどを対象にセンターの周知を行う。
- ② センターのみならず、孤立化の傾向が高い地域について、地域住民が身近な場所で気軽に相談が出来るよう、買い物先のスーパー等で出張相談等の機会が得られるように働きかけを行う。
- ③ 地域の関係機関やネットワークの活用・個別訪問・家族・近隣住人等からの情報収集、センターへの来所相談等により、高齢者や家族の心身や生活状況について実態把握を行い、適切に相談対応を行う。
- ④ 地域からの様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ⑤ 自殺念慮や精神疾患、経済困窮、家族問題、ひきこもりなど専門的対応が必要な場合には、緊急性の判断を行い、必要に応じて区あんしんすこやか係や専門機関と連携し、個別の支援計画により初期段階から専門的継続的対応をする。
- ⑥ 地域の様々な機関や団体を把握し、ネットワークの構築を図るだけでなく、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。地域に出向き顔の見える関係作りに努める。
- ⑦ 認知症関連の相談が増加しており、相談内容から課題抽出、地域ケア会議での検討、専門機関を含めた多職種でのアプローチ等により適切な支援を行う。

4. 権利擁護業務について

センター職員は「権利擁護」の視点に基づいて関わることの重要性を認識し、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用して、認知症や精神障害なども含め、地域の高齢者及びその家族の尊厳ある生活の維持を図っていく。そのために、

- ① 成年後見制度利用のための中立手続きへの支援や、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動。
- ② 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待等の事例を把握した場合、速やかに適切な対応をとる。具体的には『高齢者虐待の対応の手引き』に沿って行政との連携により、早期発見・相談・通報・届出・情報収集・コアメンバー会議の参加・ケース検討会議・モニタリングなどの対応を行う。
- ③ ケアマネジャーや関係機関に対して、虐待の早期発見・早期対応に関する研修会を実施する。
- ④ 虐待などで措置入所が必要と判断された場合に、市区町村に老人福祉施設等への措置入所を求める。
- ⑤ 高齢者虐待の防止について、パンフレット等を活用して市民への啓発を行う。
- ④ 処遇困難事例に対し、ケアマネジャーも含めて専門職種が相互に連携し、センター全体として支援を行う。
- ⑦ 消費者被害の防止に向けて、高齢者だけでなく地域住民や事業者等にも積極的に情報提供し、消費者被害に対する意識の向上を図る。

御影南部

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種連携による、施設・在宅・入院入所などを通じた、地域における包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。そのために、

- ① 多職種連携の視点を重視し、地域の介護支援専門員と、医療機関をはじめ関係機関、サービス事業者や地域の介護保険外サービス機関との連携を支援し、協力体制を整備する。
- ② 介護支援専門員はじめ関係機関に、適時必要な情報発信を行う。
- ③ 圏域内の介護支援専門員同士のネットワーク会議（えがおの会）を定期開催し、情報共有や顔の見える関係作りに努め、地域の中で良質なケアマネジメントが行える支援を行う。
- ④ 支援困難ケース等について相談助言を行うとともに、他の専門機関とも連携し、事例検討会や研修会等を実施するなど、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る支援を行う。
- ⑤ 介護者への支援として、介護者等が楽しみを持って参加できる介護リフレッシュ教室を開催する。
- ⑥ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざして、認知症の早期発見や、認知症の方を地域で支援できることを目標に、「澤の井ネットワーク」を関係機関や支援者と一緒に定期的に開催する。また、認知症サポーターの養成を圏域内の高校等で開催する。
- ⑦ 地域特性を把握するために地域診断を実施し、地域の強みや弱みを抽出し、住民ニーズおよび地域課題の把握につなげる。
- ⑧ 地域課題の解決を目的に、圏域内での地域ケア会議を開催する。ケア会議の案件により「澤の井ネットワーク」と「えがおの会」の合同開催を行い、介護支援専門員から提出された事例等をもとに、個別課題の集積から地域課題を抽出し、解決に向けた取り組みを実施する。
- ⑨ 地域の関係機関として、銀行や警察などから、気になる高齢者の情報を頂く機会が増えてきた。今後も連絡には迅速に対応していくようにする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

予防給付に関するケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業において、高齢者が自ら出来ることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、さらに健康寿命を延ばすことを目的に、高齢者自身の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した支援を行う。介護予防・日常生活支援事業が円滑に進むためにセンター内の体制を整備する。そのために、

- ① 地域における介護保険外の様々な社会資源（老人クラブ、ボランティア活動、地域における健康づくりや交流促進のための活動等）を活用し、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫性のあるケアマネジメントを目指す。
- ② 要支援認定を受けた高齢者および事業対象者を対象として、必要に応じ生活行為について具体的な目標を設定した支援計画を作成するとともに、介護予防に資するサービスの提供を確保し、その効果を評価して計画の見直しを行う。またそれ以外の支援の必要性が高い高齢者等の把握に関しても、相談や関係機関との連携を通して行う。
- ③ 自治会が主体となり実施している、御影塚町の東明会館での「東明体操」は今年度も地域住民と大学の協働事業として実施されていくよう後方支援していく。
- ④ 老人会が主体となり実施している、御影中町の大手会館（自治会館）の「歌♪をご一緒に」が継続できるよう側面支援を行う。
- ④ 居宅介護支援事業所に予防給付・介護予防ケアマネジメントに係る業務を一部委託した場合において、その支援計画原案を確認し、センターが最終責任を負う。

御影南部

- ⑥ 居宅介護支援事業所の行う介護給付のケアマネジメントと介護予防マネジメント相互の連携を図る。
- ⑦ フレイル予防については、これまでに行った地域アセスメントにより開催会館を選定し、取り組みが必要な方に声かけをしていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

これまでの地域見守り推進事業において培った地域との信頼関係を土台として、行政や地域と協働しながら、センター圏域の特性を尊重した地域住民同士の支え合い活動を支援する。また、2層目のコーディネーターとしての役割を意識し、圏域内の情報収集と整理を行い及び圏域を超えた区内のネットワークのなかで情報共有を行い、地域性を活かした住民主体型の支え合いの地域づくりを目指す。そのために

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務を行う。
- ② 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務を行う。
- ③ 地域見守り活動の推進に関する業務を行う。
- ④ 圏域内の地域ケア会議においての協議体の役割を担う。
- ⑤ コミュニティサポートグループ育成に関する業務を行う。
- ⑥ ひとり暮らし高齢者等実態調査に関する業務を行う。
- ⑦ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務を行う。
- ⑧ 地域のプラザをはじめ活動団体および事業者等との連携を行う。
御影にある八つの老人会の会長と定期的に意見交換の場を持ち、老人会の課題や今後の方向性などについて話し合いを継続する。
- ⑨ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修会への参加。

8. 認知症に関する取り組みについて（認知症にやさしいまちづくり業務）

- ① 認知症になっても安心出来る地域を目指し、地域住民や徘徊SOSネットワーク、認知症サポーター養成などを通して、警察、郵便局、コンビニや商店街をはじめ地域の関係機関との連携を深める。
- ② 認知症地域支援推進員等を中心に、現在、御影中部地域とセンターが連携し、住民主体で行われている「認知症予防と支え合いのまちづくり運動」の活動を側面的に支援する。同時にセンターの出張相談会等も実施して、認知症に関して気軽に相談できる体制を整える。
- ③ 認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携を持ち、地域住民からの相談があった場合にも適切な情報提供が出来るようにする。
- ④ 認知症初期集中支援事業や神戸市高齢者安心登録事業を積極的に活用し、早期対応に務める。
- ⑤ 認知症の相談事例から必要に応じて、個別課題から地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で課題解決に向けた検討を行う。
- ⑥ 神戸モデルの普及啓発や手続等を引き続き行い、認知症になっても個々人に応じた多様な社会資源の紹介などを行い、地域住民が安心して暮らし続けられる地域を目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域との連携は、地域におけるネットワークづくりや実態把握、虐待事例や認知症の早期発見等において欠くべからざるものであるという認識のもと、地域住民の主体的な取り組みを尊重しつつ、さらなる連携の強化を図っていく。そのために、

- ① これまで培ってきた民生委員や地域組織からの信頼を覆すことのないよう、相談を受けた事例に対しては速やかに対応し、途中経過も含め顔末について確実に報告を行う。
- ② 民生委員とはスムーズな連携を目的とした担当地域のヒアリング等を実施し、見守り活動が円滑に行えるように支援を行う。
- ③ プラザや地域行事に対して積極的に参加し、可能な限り協力をする。
- ④ 自治会などの互助活動から出てきた課題を把握し、一緒に取り組みを実施する。
- ⑤ 地域住民が閉じこもることなく、自主的に仲間作りが出来る「場」作りを支援する。
- ⑥ 保健・福祉・医療のサービスや制度についての勉強会などを企画運営する。
- ⑦ センターの役割や機能等について、広報誌等の媒体により情報発信を行う。
- ⑧ 地域支え合い連絡会など民生委員との定期的な連絡会を開催する。また、毎月の定例会の開始前に情報交換を行う。
- ⑨ 「熱中症」など、自宅内で起こりやすい高齢者の事故について予防啓発を行う。
- ⑩ 宅配業者や新聞店など、民間事業者との見守りに関する連携を深め、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域の見守りにつなげていく。
- ⑪ 災害時における要援護者支援について、行政はじめ地域の関係機関と連携を持つ。
- ⑫ 独居、高齢世帯等だけでなく、同居家族で気になる方があれば連絡をもらうようにする。民生委員には地域住民が見守りの自助（見守られる人が自ら発信できるなど）を高められるよう情報共有を行い方策の検討を行う。

10. 医療機関との連携について

高齢者が安心して地域で暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供されることが必要あり、特に在宅と病院・施設の間を行き来する高齢者のためには、これらの間での連携が重要となる。そのために、

- ① 地域の医療機関や医師などを適時訪問し、カンファレンスの実施、研修会への積極的な参加等により、出来るだけ顔を合わす機会を持つようにし、互いに「顔の見える関係」を構築する。
- ② 地域の介護支援専門員も参加する医師会との連絡会を実施する。
- ③ 医療機関との情報交換や共有が限られた時間の中で出来るだけスムーズに行えることを目的に相互理解を深められる会議等を開催する。
- ④ 認知症の相談があった場合は、専門医療機関や神戸市認知症初期集中支援チーム、神戸市認知症疾患医療センターなどの情報提供や連携を行う。
- ⑤ 医師だけでなく、歯科医師や薬剤師、看護師、MSW、PT・OT等とも積極的に情報交換・情報共有の機会を持つようにする。また、事例検討会を開催し、医療連携の促進をはかる。
- ⑥ 口腔ケアの重要性について、センター協力歯科医師と連携し、地域住民への啓発を行う。
- ⑦ 東灘区内多職種連携の会議等へ積極的に参加して、医療や介護の多職種の専門職との勉強会や連携の機会を確保する。ここで得られたネットワークを地域包括ケアに活用し、地域住民の安心した暮らしに寄与する。

- ⑧ 「東灘区医療と介護のサポートセンター」と連携し、医療や介護ニーズを持った住民に対して、適切に応えられるよう多職種連携に努める。

1.1. その他関係機関との連携について

警察、その他関係機関からの高齢者に関する相談については、互いに連携を持ち対応する。また、悪質商法や振り込め詐欺、防犯に関しても、関係機関と協力して速やかに対応する。普段より、行政はじめ専門機関やインフォーマルな住民主体の関係団体などとも、信頼関係を形成し、必要に応じて相互にスムーズな連携が取れる体制づくりに努める。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は、あんしんすこやかセンターが公的な相談機関であり、その運営については地域包括支援センター運営協議会の関与に基づいて行われるものであることを十分に認識して、公正・中立を確保するため、以下の措置を講じる。

- ① 利用者の福利を最優先し、公的相談機関として全職員が倫理観に基づいた行動をとる。
- ② 運営協議会の評価を適時受ける。
- ③ 介護予防プランについては、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ることはしない。支援開始に当たり、複数のサービス事業所の紹介を行うとともにサービスを位置付けた理由なども説明を行う。
- ④ 利用者が要介護状態となった場合には、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、利用者の意思と利益を尊重し、指定居宅介護支援事所の選択ができるよう、一覧表を提示して書面による確認を行う。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

あんしんすこやかセンター名：六甲アイランドあんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの拠点として、常に公正中立な運営をし、社会福祉士・保健師等看護師・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員それぞれが、専門的見地を活かして問題解決ができるような体制を維持します。そのため、4職種でのミーティングを随時行い、常に相互に情報を共有してチームアプローチができるようにします。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日（休日：日曜日、12/31～1/3）

営業時間 9時～18時

※但し、夜間・休日等の24時間の連絡体制は、隣接施設内の宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応する。

(2) 個人情報の保護

神戸市の個人情報等の取扱い事務チェック表等に基づき、年2回以上定期的に内容の確認をし、個人情報の漏れがないよう対応します。個人情報を事務所から持ち出す場合は、持ち出し記録へ記載し、管理します。

(3) ケース記録の管理

緊急時に組織として迅速かつ適切に対応できるよう必要な情報を記録し、個別ファイルを書庫で管理します。

(4) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には、迅速かつ適切に対応します。苦情を受付した内容については、記録をし、必要に応じて行政へ報告します。

(5) 人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修

「神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例」に基づく研修を年1回以上実施します。

2. 職員の配置について

社会福祉士 : 1名

主任介護支援専門員 : 1名

看護師 : 1名

地域支え合い推進員 : 1名

介護予防支援担当ケアマネージャー : 3名

併設居宅介護支援専門員兼務介護予防支援担当ケアマネージャー : 6名

3. 総合相談支援業務について

昨年度(2019年度)は、総合相談受付数累計478件、月平均39.8件の来所または電話による相談がありました(2018年度:累計364件、月平均30.3件)。今後も高齢者が増える見込みであり、相談受付数は増加していくことが予想されます。どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、相談からサービスの調整に至る機能を発揮できるよう対応してまいります。一方で、介護のことや申請についてどこで相談したら良いのかわからないなどの地域住民からの声

を聞くことが昨年度もありました。月 1 回「あんしんすこやかセンター便り」を発行し、どのようなときに相談する機関であるか周知してまいります。

(内容)

イ. 初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援

【介護相談】高齢者や家族、民生委員、近隣住民等からの介護全般に関する相談対応

【入所・退所相談】病院、介護保険施設等の入所(入院)・退所(退院)とうに関する相談

ロ. 地域の実態把握

地域行事や地域活動へ参加し、関係機関へ訪問するなどして情報収集に努めます。

センターで実態把握の必要性があると判断した一般高齢者、事業対象者、要支援者、要介護の高齢者に対する面接や訪問を行います。

ハ. 相談支援にあたって必要となるネットワークの構築

地域における高齢者の問題を解決につなげられるよう、関係機関や地域団体等と地域課題を共有する場を設け、現状や課題を地域の方々と考えていきます。その中で、地域ケア会議を活用してまいります。

二. 介護保険外のサービス相談事務の手続き

神戸市独自のサービス利用につなげるための支援を行います。

4. 権利擁護業務について

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

(内容)

① 判断能力を欠く常況にある人への支援

日常生活自立支援事業、成年後見制度について、広く住民に情報提供できるよう、向洋地域福祉センター、六甲アイランド地域福祉センターで年 1 回づつ講座を開催します。また、事業または制度利用が必要な人に対しては、関係機関へつなげるよう支援してまいります。

② 高齢者虐待の防止及び対応

神戸市虐待対応マニュアルに従い、高齢者の虐待の通報があった場合は、速やかに東灘区あんしんすこやか係へ報告し、コア会議で情報共有を図り対応してまいります。地域住民、民生委員、介護支援専門員、介護認定調査員、医療機関、介護サービス事業所等関係機関へは、10月に重点的に虐待防止の啓発、予防のための啓発活動に取り組みます。

③ 消費者被害の防止および対応

消費者被害を防止するため、地域の高齢者が集まる場所へ出向き、警察等と連携して新しい情報を提供します。また、相談や被害があった場合は、神戸市、東灘区あんしんすこやか係へ報告し、本人が神戸市消費生活センターへ相談できるよう支援し、必要に応じて警察に通報・相談します。昨年度までの、消費者被害の相談件数が少ないため、毎月発行する「あんしんすこやかセンター便り」で独居、老々世帯へ重点的に広報してまいります。

介護支援専門員、介護サービス事業者へは、クーリングオフの書類作成支援や悪質事業所に契約を迫られている現場に立ち合うなどの役割はセンターが行うことの周知を 6 月に重点的に行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員に対する後方支援や関係機関とのネットワーク構築による支援を行います。

六甲アイランド

(内容)

① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- ・医療機関、地域のインフォーマルサービスと連携体制構築支援

民生委員、ひがしなだ障害地域支援センターとの情報交換会を昨年度までに実施しました。

今年度は、圏域内の医療機関との連携をテーマに研修会を開催します。

- ・介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

圏域内の居宅介護支援事業所連絡会を年1回以上実施します。

- ・介護支援専門員等の実践力向上支援

東灘区あんしんすこやか係、東灘区内のあんしんすこやかセンターと協力して、介護支援専門員等の実践力向上のための研修会を企画します。

② 個別ケアマネジメント支援

援助に困難を感じている介護支援専門員等からの相談があった場合は、その状況によって、支援チームの構築とチーム全体のサポート、介護支援専門員等へのサポート、支援チームの一員としてのサポート、家族・近隣住民等へのサポート等を果たし、包括的継続的ケアマネジメントを提供できるように支援します。

また、高齢者等個人の課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員、保健・医療の専門職、福祉の専門職、民生委員、自治会、ボランティア等の参加によって、多様な視点から検討することで高齢や党の地域におけるその人らしい生活の継続を視点してまいります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

要支援認定者割合が、神戸市：8.4%、東灘区：8.9%に比べ、六甲アイランド：9.8%と高く(H31.3)、フレイル対策を含めた介護予防の必要性を啓発、周知していく必要があります。地域の活動のなかで、「介護予防ガイドブック(いきいき はつらつ 自分らしく)」「フレイル予防・フレイル改善」パンフレット等、市が作成した媒体を利用し、個人や集団に介護予防の必要性について説明し、有識者等による講演会を圏域内の地域福祉センター2か所で企画します。また、高齢者がセルフケアできるように、圏域内の社会資源をマップにし、本人の興味・関心に基づいて地域の活動に参加しやすくします。

要支援1・2の方や、生活機能の低下が見られた方(事業対象者)については、その心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにマイ・ケアプラン(介護予防サービス・支援計画表)の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。できないことをサービスで補うという補完的なケアマネジメントではなく、生活機能低下の背景・原因を分析し、課題を明らかにして達成可能な目標へ向けて取り組めるよう、ケアマネジメントの進め方を月1回の定例会議で振り返りをします。また、介護予防ケアマネジメントマニュアルに添って考え方をセンター内で点検します。

圏域内高齢化率	19.1%
要支援・事業対象者数	380名程度

7. 地域支え合い活動推進事業について

「みんなで高齢者が暮らしやすいまち」を目指し、東灘区あんしんすこやか係、東灘区社会福祉協議会等と連携し、地域住民同士で見守り、支え合うことのできる地域づくりの支援をします。

六甲アイランド

(業務内容)

① 地域資源情報収集

●地域資源情報収集

4職種で協力して、街区ごとの独居・老々世帯率や管理組合、防災等活動、六甲アイランド内のさまざまなボランティア活動団体の地域資源情報を収集して、地域課題化を具体的にすすめます。

●高齢者見守り調査

独居、老々世帯の地域見守り活動の補足調査を行います。

●暫定訪問

医療機関や薬局、民生委員等の関係者から必要な支援につなげていない高齢者の情報を収集し、公的福祉サービスや地域の見守り体制へつながるまで、訪問や電話等のアプローチをまいります。

② ネットワーク構築

小地域支え合い連絡会を年 3 回開催し、民生委員と地域見守り活動について情報交換します。

③ 資源開発

●協議体機能を含む地域ケア会議の開催

向洋町中 1 丁目のイーストコート 4 番街区(742 世帯)において、防災サポートボランティアと要援護者が交流するイベントが平成 29 年度から開催されており、定期的な集い場の展開を望む声が上がっています。お手伝いしたいという住民とニーズをマッチングするため、地域ケア会議を 9 月に開催し、定期的な集い場の立ち上げを支援します。

●住民主体活動立ち上げの後方支援

ウエストコート 3 番街、ウエストコート 9 番街で昨年度立ち上がった集い場をコミュニティサポートグループ育成支援事業として継続支援をいたします。男性の集い場として、昨年度立ち上げを支援した「RIC メンズクラブ」は、R2 年度からはじまった新たな「つどいの場支援事業」につながりました。今年度も、地域住民が主体となり住民相互の支え合いができるようなグループの結成などコミュニティづくりの支援をします。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる「認知症の人にやさしいまちづくり」を推進していくため、神戸市で制定された「認知症にやさしいまちづくり条例」の趣旨を理解し、積極的に認知症の啓発・相談・支援をまいります。

(内容)

① 声かけ訓練の実施

昨年度は、アイランドセンター駅周辺で声かけ訓練を行い、46 名の参加がありました。

今年度は、圏域内で最初に入居が始まった街区(750 世帯)で、声かけ訓練を 10 月に実施します。声かけ訓練の 1 ヶ月前に、認知症サポーター養成講座で対応方法について学ぶ機会を作ります。

② こうべオレンジカフェ(認知症カフェ)の後方支援

昨年度は、相談に来られた認知症の方やその家族への案内だけでなく、認知症の理解を普及するため医師の講話、介護者の体験談、神戸モデル啓発などを実施しました。その結果、平均参加者 25 名で、前年度平均 18 名より多くの参加がありました。今年度も引き続き、後方支援を継続します。

③ 認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進

認知症に関する相談が年々増加傾向にあります。対象者には、診断助成制度、事故救済制度、GPS 安心かけつけサービス、神戸市安心登録事業、こうべオレンジヘルパー(仮称)の説明、案内を行います。協力者へも、あんしんすこやかセンター通信を通して制度の案内を積極的に行います。

④ 認知症初期集中支援チームとの連携

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と連携し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう支援していきます。

⑤ 介護者支援

介護家族に対する身体的精神的負担の軽減・自助グループ育成を支援する目的として、介護リフレッシュ教室を年間5回実施いたします。対象となる方への案内を重点的に行います。

9. 民生委員等地域との連携について

毎月開催している向洋民生児童委員連絡会へ出席し、民生委員と見守りに関する情報を共有できるようにします。また、民生委員が中心となり活動しているひまわり給食会へ出向き、積極的に地域の高齢者の情報収集に努めます。

10. 医療機関との連携について

日頃から、地域の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、毎月発行する「あんしんすこやかセンター便り」を掲示していただくなど協力を呼びかけます。また、六甲アイランド内の医療機関等に所属する看護職のネットワーク会議へ参加し、まちの保健室、フレイル予防啓発活動、フレイル普及イベントの活動に協力していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者・家族や保健、福祉、医療の関係機関、介護サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等、様々な関係機関と連携してまいります。

① まちかどネットへの参加

六甲アイランド防災福祉コミュニティ、六甲アイランド CITY 自治会、婦人会向洋支部、六甲アイランド地域振興会、向洋ふれあいのまちづくり協議会、六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会、六甲アイランドまちづくり協議会、青少年育成協議会向洋支部、青少年育成協議会六甲アイランド支部、RIC 応援団、向洋地区民生委員児童委員協議会、オリーブの会、社会福祉法人協同の苑、NPO 法人きょうどうのわで構成される「六甲アイランドまちかどネット」が開催する会議へ月1回出席し、顔が見える関係づくりに努め、地域の情報をタイムリーに収集していきます。

② 「ゴミ出しお手伝い」の協力

平成29年度、見守りの観点から利用者と同じ居住街区の住民が支援者となって有償で行う「ゴミ出しお手伝い」がまちかどネットの運営で開始し、現在19名が利用しています。六甲アイランドはオートロックマンション主体の地域であり、ゆるやかな見守りがしづらい環境のため、この仕組みの利用により、安心して見守り支え合う地域になっていくことをあんしんすこやかセンターからも周知し、関係機関へも広報していきます。

また、ゴミ出しサポーターの意見交換会(年1回)へ参加し、課題に対する助言などのサポートします。

六甲アイランド

- ③ 向洋ふれあいのまちづくり協議会との連携
向洋ふれあいのまちづくり協議会が開催するボランティア運営会議(偶数月第1土曜日)へ参加し、地域のボランティア団体と顔が見える関係づくりに努めます。また、年間5回の講演会を共同で開催します。
- ④ 六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会との連携
六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会が開催するボランティア運営会議(第1土曜日)へ参加し、地域のボランティア団体と顔が見える関係づくりに努めます。また、年間5回の講演会を共同で開催します。
- ⑤ ウェストコート5番街高齢福祉委員会への参加協力
220世帯の築30年のマンションで、スキップ階段等プライバシーに配慮した設計。住民の高齢化が進み、建物の構造や使い方について高齢者福祉対策を検討する会議が2019年5月にはじまり、福祉の専門職として会議へ参加協力を継続します。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険制度をはじめ、神戸市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正かつ中立性を確保する為、以下のことを遵守いたします。

- ・センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・利用者、事業者への適切な情報の提供
- ・適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・公平、公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- ・センター業務以外の広告、営業活動の禁止
- ・センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと

区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）

1. 提案内容

本市では、平成18年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要綱に基づき、区地域包括支援センター運営協議会を運営しているが、地域包括支援センターの公正性・中立性が長期間安定した状態が継続しているため、令和元年度より区地域包括支援センター運営協議会は特段の事情がない限り原則年間1回の実施とすることを、平成30年度市及び区運営協議会にて承認を得た。

（趣旨）

第1条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

現在、区地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性の確認のため「介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合の取り扱い」について報告を行っているが、長期間適正な状態を維持しており、市による報告のみで確認が可能である。

ただし、確認書が必要な対象者について確認書がとれなかった場合のみ区運営協議会での報告を行うとともに、市運営協議会であわせて報告を行う。

2. 適用開始年次

令和3年度より上記のとおり実施することとする。

3. 介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第140条の66 第2号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）

令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

1. 圏域について …別紙のとおり

日常生活圏域にあわせて圏域を変更する。

なお、変更については、東灘区からの提案があり、令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されている。

2. 契約内容について

(1) 委託期間

募集条件として令和3年4月1日から令和9年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結する。

(2) 業務内容

①介護予防ケアマネジメント事業

②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務

③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務

⑤神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

⑥認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務

⑦健康寿命延伸の推進に関する業務

←介護予防普及啓発・介護予防把握事業
介護予防評価事業情報収集業務

⑧介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務

⑨地域支え合い活動推進事業に係る業務

⑩災害に関する支援業務（新）

⑪シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業に係る業務（※該当圏域のみ）

3. 運営法人の決定について

令和3年度以降の委託先については公募により決定する。

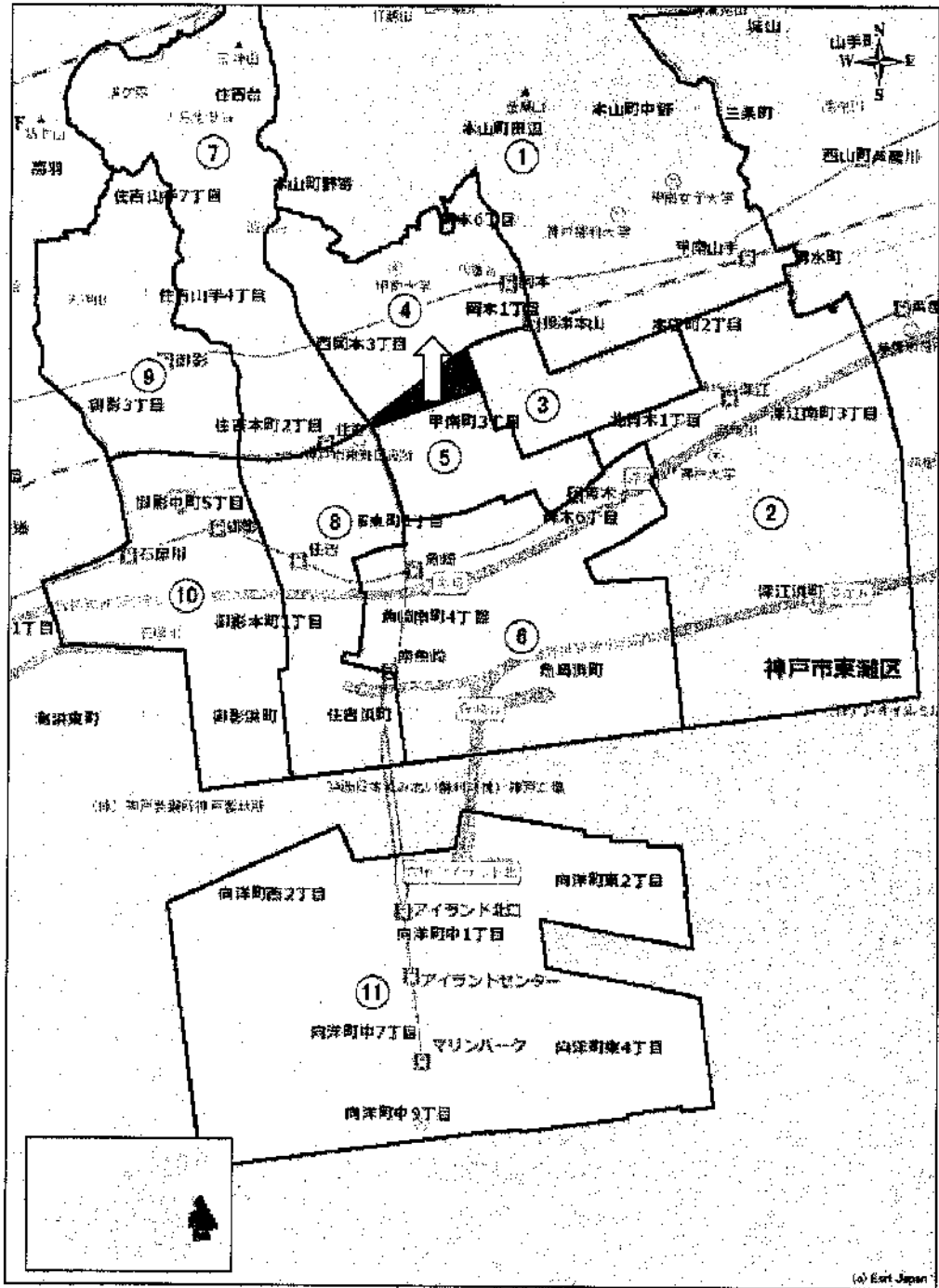
4. 今後のスケジュール

時期	内容	備考
8月13日	第2回地域包括支援センター評価委員会	選考基準の決定
8月下旬	公募要領公開	
9月上旬	公募説明会	
9月下旬 ～10月上旬	応募受付	
11月下旬	第3回地域包括支援センター評価委員会	選考
12月下旬	第2回市地域包括支援センター運営協議会	選考結果報告
3月	新法人引継ぎ	
4月	運営開始	

5. 次回の区運営協議会について（案）

公募の結果について報告するため、令和2年度第2回区運営協議会を開催する予定（書面開催を含む）。

あんしんすこやかセンター圏域地図(東灘区)



圏域 No.	現行センター名	地名	新圏域 No.	移動先センター名	高齢者数 (R2.6 末時点)
5	魚崎北部	田中町 3～5 丁目	4	本山西部	800 人